

標津町耐震改修促進計画

令和 7 年 3 月

標 津 町

目 次

1 章 はじめに	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	1
3 対象区域・計画期間	1
4 計画の位置づけ	2
2 章 耐震化の現況	3
1 標津町の概要	3
(1) 人口・世帯	3
(2) 住宅所有関係別世帯数	4
(3) これまでの地震被害	5
(4) 近年の地震歴	6
2 想定される地震	7
(1) 北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）	7
(2) 日本海溝・千島沿いの巨大地震（北海道提供）	11
(3) 震度分布	12
(4) 被害想定	17
3 住宅・建築物の耐震化の現況	37
(1) 住宅の耐震化の状況	37
(2) 特定建築物	38
(3) 多数利用建築物	41
(4) 町が所有する公共建築物の耐震化の状況	42
3 章 住宅・建築物の耐震化に係る目標	43
1 住宅・建築物の耐震化目標	43
2 耐震化に向けた取組方針	44
(1) 住宅の耐震化に向けた耐震改修等必要数	44
(2) 多数利用建築物の耐震化に向けた耐震改修等必要数	45
(3) 町が所有する公共建築物の耐震化に向けた取組方針	46
4 章 住宅・建築物の耐震化促進に向けた基本的方向	47
1 耐震化に向けた各主体の役割	47
(1) 町の役割	47
(2) 所有者の役割	47
(3) 建築関連事業者の役割	47
2 耐震化促進に向けた施策の基本的方向	48

5章 耐震化を促進するための施策	49
1 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	49
(1) パンフレットやインターネットを活用した普及啓発	49
(2) セミナー等の開催による普及啓発	49
(3) 地域における耐震化の取組の推進	49
(4) 地震防災マップの更新・公表の促進	50
2 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備	51
(1) 住宅の耐震化の促進	51
(2) 住宅の建替・除却等の促進（住宅取得・住宅リフォーム支援事業）	51
(3) 多数利用建築物の耐震化の促進	52
(4) 地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物（防災拠点建築物）の耐震化の促進	53
(5) 地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物等の耐震化の促進	53
(6) 町が所有する公共建築物の耐震化の促進	56
(7) その他の地震時の安全対策の推進	56
(8) 耐震診断・改修に係る相談体制の充実	56
3 耐震診断・改修を担う人材の技術向上	57
(1) 耐震診断・改修技術講習会の周知	57
6章 耐震改修促進法・建築基準法に基づく指導等	58
1 耐震改修促進法に基づく指導等	58
2 建築基準法に基づく勧告または命令	58
7章 計画の推進に向けて	59
1 行政と地域住民組織等が連携した町民意識の啓発	59
2 所管行政庁と連携	59
参考資料	60
1 標津町地域防災計画における地震の想定	60

1 章 はじめに

1 計画策定の背景

標津町では、平成 19 年度に平成 20～27 年度までを計画期間とする「標津町耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を策定、平成 30 年度には、令和元～5 年度までの計画期間とする見直しを行い、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を定め、既存建築物の耐震化の促進を図ってきました。

平成 30 年 9 月に発生した胆振東部地震では、北海道で観測史上初めて震度 7 を記録するなど、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況であるとともに、日本海溝・千島海溝周辺海溝地震については、発生の切迫性が指摘されています。

国では、令和 3 年 12 月に「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）を改訂、北海道においても、令和 3 年 4 月に北海道耐震改修促進計画を見直し、市町村においては耐震改修促進計画を見直すことが示されています。

以上を踏まえ、平成 30 年度に見直した本計画は、令和 5 年度で計画期間が終了していることから、これまでの実施状況及び検証を行い、国や道の方針を踏まえたものとするため、計画の見直しを行います。

2 計画の目的

本計画は、大地震が発生した場合の建築物の倒壊などの被害及びこれに起因する生命・財産の被害を未然に防止するため、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することとおし、安全で住み心地の良い暮らしを実現することを目的として策定します。

3 対象区域・計画期間

本計画の対象区域は標津町全域とします。

また、計画期間（3 期）は、国の基本方針及び北海道耐震改修促進計画で定める耐震化の目標年度（令和 7 年度・住宅は令和 12 年度）と整合を図り、6 年間（令和 7～12 年度）とします。

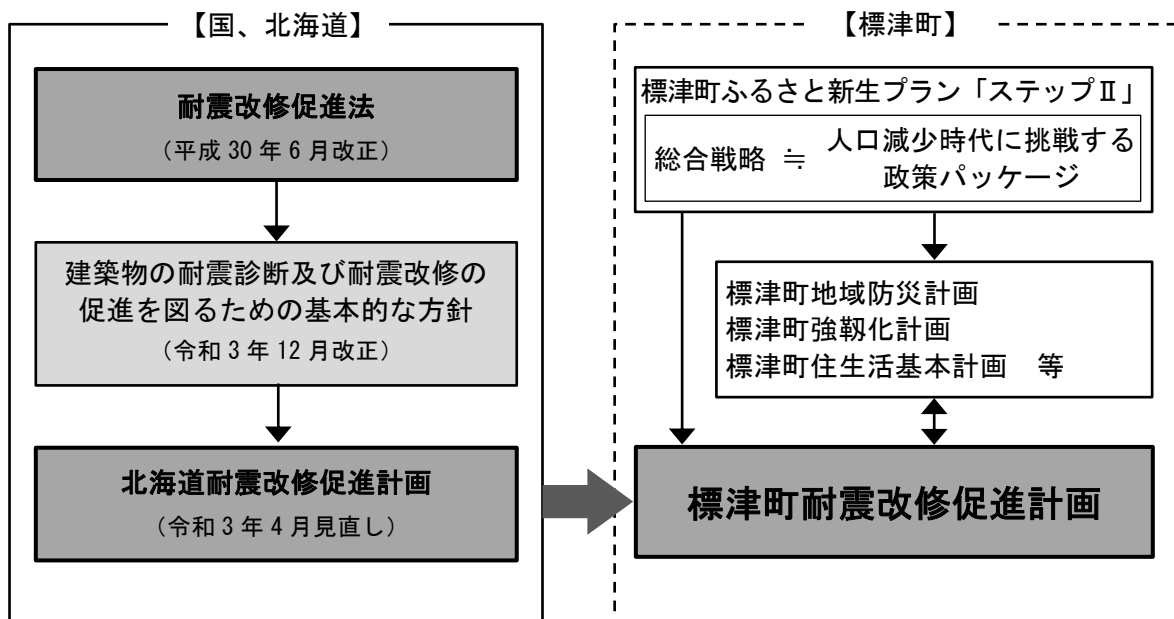
なお、社会情勢等が大きく変化し、本計画の見直しが必要となった場合は適宜見直しを行います。

4 計画の位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第6条の「市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする」に基づき策定します。

本計画の策定にあたっては、耐震改修促進法、国の基本方針、北海道耐震改修促進計画を踏まえるとともに、本町の上位計画、関連計画、その他分野別計画との整合性を図ります。

図 計画の位置づけ



2 章 耐震化の現況

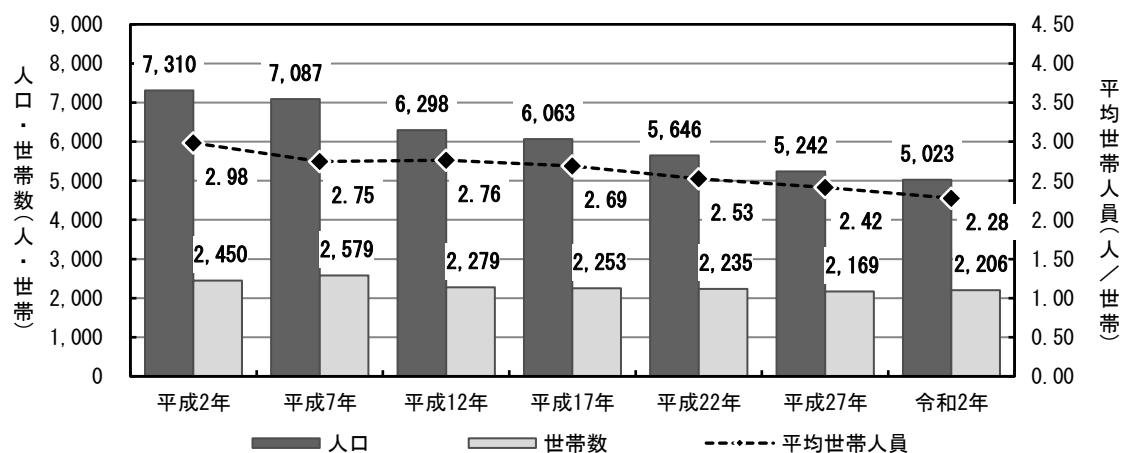
1 標津町の概要

(1) 人口・世帯

人口・世帯数は、令和 2 年国勢調査では 5,023 人、2,206 世帯となっています。推移をみると、人口、世帯とも平成 27 年まで減少していましたが、世帯数は令和 2 年で増加に転じています。

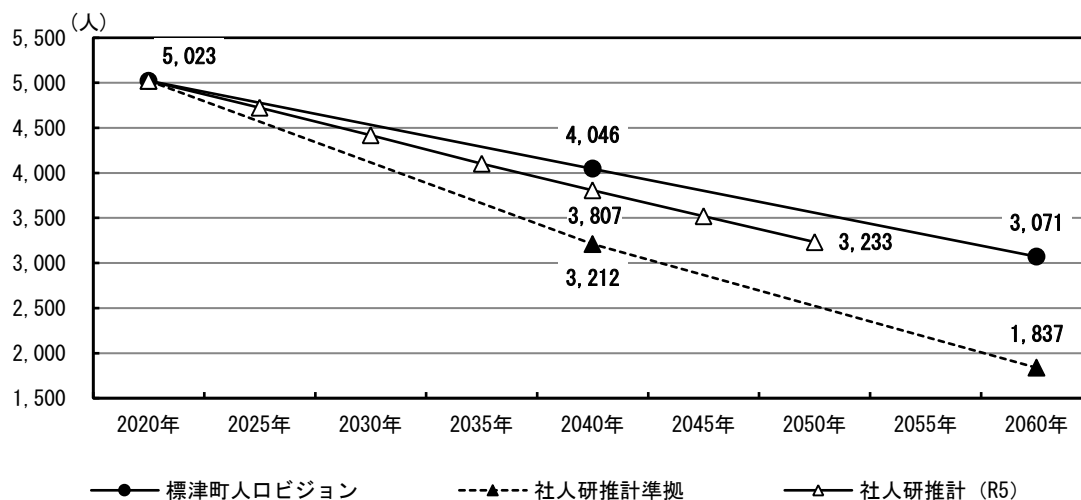
標津町人口ビジョン及び総合戦略（令和 3 年 4 月）による将来人口の推移をみると、今後更に減少する見込みとなっており、令和 22(2040)年で、人口ビジョン推計値が 4,046 人、社人研推計準拠が 3,212 人と推計されています。

図 人口、世帯の推移



資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）

図 将来人口の推計



資料：標津町人口ビジョン及び総合戦略（※2020 年は令和 2 年国勢調査結果の実績値）

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）（令和 5 年推計）

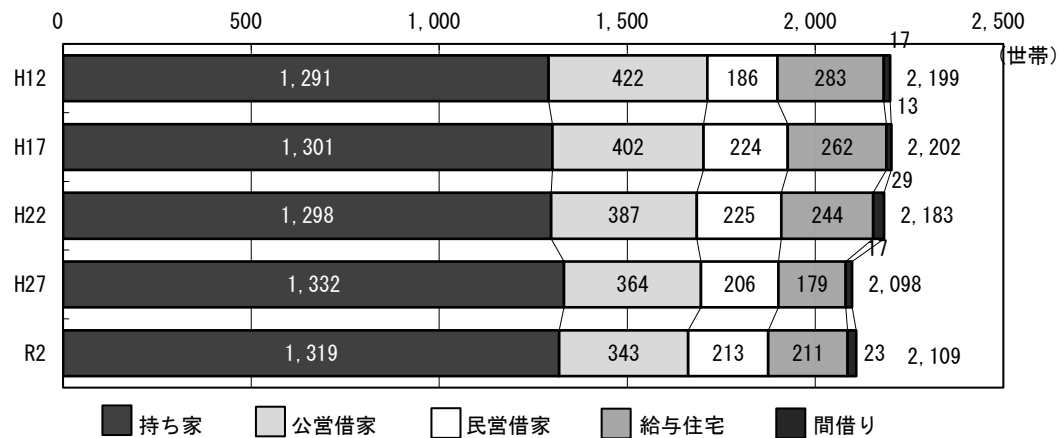
（２）住宅所有関係別世帯数

住宅所有関係別世帯数をみると、平成 17 年以降減少していましたが、令和 2 年で増加に転じています。

令和 2 年では、持ち家が 1,319 世帯（62.5%）、公営借家が 343 世帯（16.3%）、民営借家が 213 世帯（10.1%）、給与住宅が 211 世帯（10.0%）となっています。

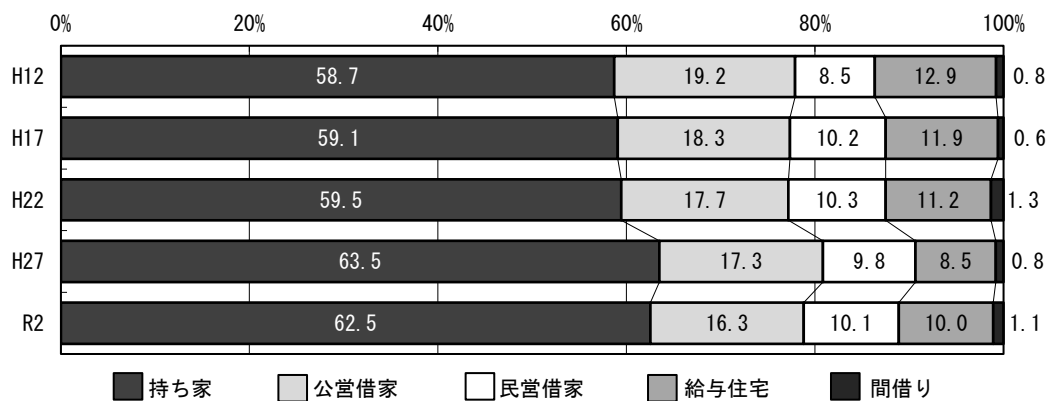
持ち家は、平成 27 年の 1,332 世帯を境に減少しています。

図 住宅所有関係別世帯数の推移



資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）

図 住宅所有関係別世帯構成比の推移



資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）

（３）これまでの地震被害

標津町における地震被害は以下のとおりとなっています。

平成 6 年の北海道東方沖地震では、震度 5 を記録するとともに、人的被害のほか、家屋・インフラ等、これまでで最も大きな地震被害を記録しています。

年月日 地震災害名	マグニチュード (震度)	内容
昭和 27 年 3 月 4 日 十勝沖の地震	8.2 (震度 5 : 釧路)	震源地襟裳岬東 70km、太平洋沿岸津波被害あり、地震規模昭和 8 年 3 月三陸沖津波地震の 3 分の 1、昭和 23 年 6 月福井地震の 4 倍
昭和 48 年 6 月 17 日 根室半島沖地震	7.4 (震度 5 : 根室)	根室半島南東沖 40km、標津については津波なし
昭和 48 年 6 月 24 日	7.3 (震度 4 : 根室)	根室半島南東沖 30km、住宅破損 7 戸、文教施設 7、病院 1、水産郷土館 1、商工施設 40、工場 1 他。被害額 12,211 千円
昭和 49 年 9 月 20 日	震度 3	根室半島沖、病院 1、護岸 1。被害額 3,800 千円
昭和 57 年 3 月 21 日	7.1 (震度 3)	浦河沖、標津については津波なし
平成 5 年 1 月 15 日 釧路沖地震	6.7 (震度 4)	釧路沖、建物、漁港、道路等が被害。被害額被害額 212,696 千円
平成 6 年 10 月 4 日 北海道東方沖地震	8.1 (震度 5)	根室半島沖 150 km (東方沖)、津波警報発令により、海岸沿い住民 1,600 世帯に対し避難勧告発表。負傷者 38 名 (軽傷)、家屋亀裂、道路・上下水道・漁港等に甚大な被害。被害額 3,646,600 千円
平成 15 年 9 月 26 日 十勝沖地震	8.0 (震度 4)	十勝沖、標津漁港では津波なし。負傷者 5 名 (重傷 1 名・軽傷 4 名)、家屋の一部損壊及び亀裂、道路・上下水道・漁港の液状化等大きな被害。被害額 256,986 千円
平成 16 年 11 月 29 日 釧路沖の地震	7.1 (震度 4)	釧路沖、負傷者 2 名 (軽傷)、16 戸断水。
平成 23 年 3 月 11 日 東日本大震災	9.0 (震度 3)	東北地方太平洋沖、大津波警報発表により、1,121 世帯、2,713 名に対し避難指示を発表。被害額 2,000 千円

標津町地域防災計画を基に編集

資料：標津町地域防災計画、北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）（十勝沖の地震（昭和 27 年）のマグニチュード・震度、地震災害名）、気象庁ホームページ（昭和 48 年 6 月 24 日・東日本大震災の震度）

(4) 近年の地震歴

直近 10 年（平成 26 年 1 月 1 日以降）における、標津町で発生した震度 3 以上の地震歴は以下のとおりとなっています。震度 3 の地震は、ほぼ毎年が発生しているとともに、令和 5 年に震度 5 弱が発生、震度 4 も複数回発生しており、道内では地震が多い地域となっています。

表 標津町及び周辺の近年の主な地震歴（平成 26 年 1 月 1 日以降、震度 3 以上）

年月日	震度	震源地（M：マグニチュード）
平成 26 年 6 月 26 日 14:47	震度 3	M4.8 根室半島南東沖
平成 26 年 7 月 21 日 3:32	震度 3	M6.4 択捉島南東沖
平成 26 年 8 月 19 日 22:26	震度 3	M4.9 根室半島南東沖
平成 27 年 1 月 9 日 3:42	震度 3	M5.5 根室地方北部
平成 27 年 7 月 7 日 14:10	震度 3	M6.3 北海道東方沖
平成 27 年 8 月 8 日 21:57	震度 3	M4.4 根室半島南東沖
平成 27 年 11 月 28 日 11:51	震度 3	M5.6 根室半島南東沖
平成 28 年 1 月 14 日 12:25	震度 3	M6.7 浦河沖
平成 28 年 1 月 21 日 6:53	震度 3	M5.1 根室半島南東沖
平成 28 年 5 月 3 日 9:00	震度 3	M5.9 北海道東方沖
平成 28 年 5 月 12 日 15:32	震度 3	M5.0 根室半島南東沖
平成 29 年 5 月 22 日 20:00	震度 3	M5.7 北海道東方沖
平成 29 年 6 月 28 日 21:07	震度 3	M5.7 北海道東方沖
平成 30 年 4 月 14 日 4:00	震度 4	M5.4 根室半島南東沖
平成 30 年 4 月 24 日 17:53	震度 3	M5.4 根室半島南東沖
平成 30 年 5 月 18 日 3:42	震度 3	M5.8 釧路沖
平成 30 年 9 月 6 日 3:07	震度 3	M6.7 胆振地方中東部
平成 30 年 10 月 26 日 12:04	震度 3	M5.5 国後島付近
平成 30 年 11 月 5 日 04:26	震度 4	M6.3 国後島付近
令和元年 3 月 2 日 12:22	震度 4	M6.2 根室半島南東沖
令和 2 年 1 月 15 日 20:31	震度 3	M4.8 釧路沖
令和 2 年 1 月 28 日 10:36	震度 4	M5.5 根室半島南東沖
令和 2 年 2 月 13 日 19:33	震度 3	M7.2 択捉島南東沖
令和 2 年 5 月 31 日 03:13	震度 4	M5.6 十勝沖
令和 4 年 3 月 16 日 23:36	震度 3	M7.4 福島県沖
令和 4 年 8 月 7 日 22:40	震度 3	M6.0 北海道東方沖
令和 5 年 2 月 25 日 22:27	震度 5 弱	M6.0 釧路沖
令和 5 年 6 月 11 日 18:54	震度 3	M6.2 苫小牧沖

資料：気象庁ホームページ（令和 6 年 8 月 1 日時点）

2 想定される地震

本計画で対象とする地震は、以下から選定します。

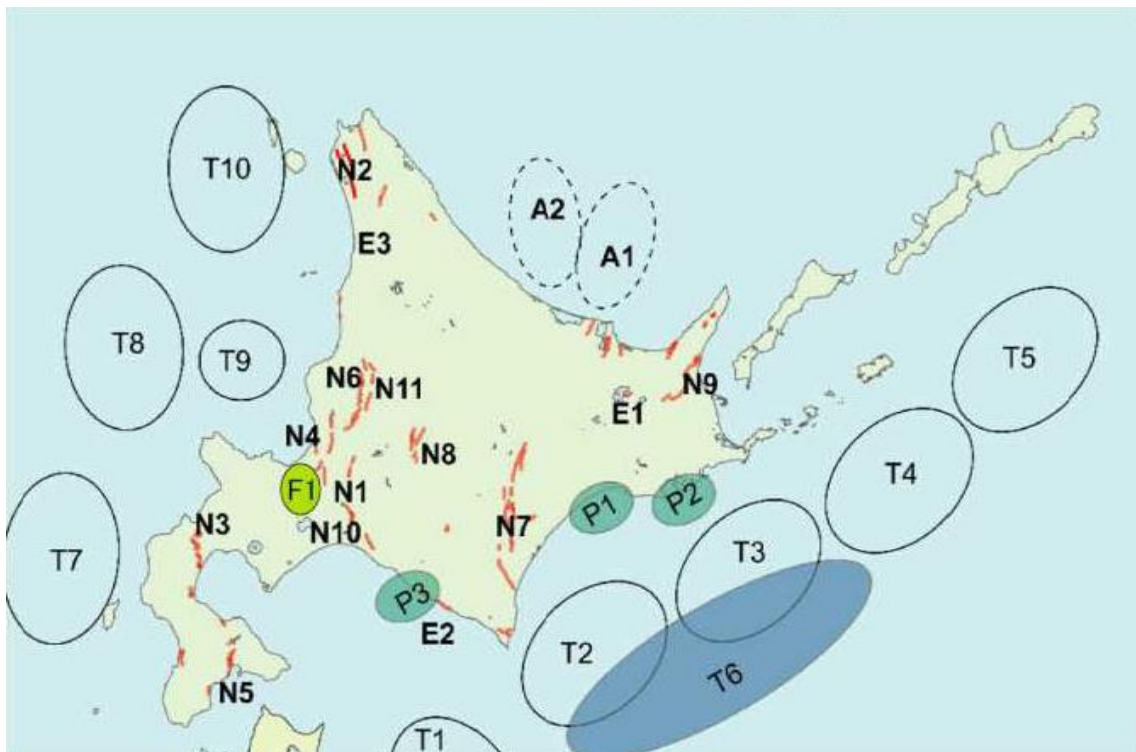
- (1) 「北海道地域防災計画」(地震・津波防災計画編 | 令和 2 年 12 月修正)
- (2) 「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」(北海道提供 | 令和 4 年)

(1) 北海道地域防災計画(地震・津波防災計画編)

① 想定地震

「北海道耐震改修促進計画」では、「北海道地域防災計画」に基づき、海域で発生する海溝型(プレート境界)地震と、陸域などで発生する内陸型(地殻内)地震に大別して 30 の地震を想定しています。

図 北海道地域防災計画による想定地震の位置



資料：北海道地域防災計画(地震・津波防災計画編)

表 北海道地域防災計画による想定地震の概要

地震			マグニチュード		地震			マグニチュード		地震			マグニチュード	
海溝型地震					内陸型地震									
千島海溝/日本海溝					活断層帯					伏在断層				
T1	三陸沖北部		8.0		N1	石狩低地東縁主部		7.9		F1	札幌市直下		6.7-7.5	
T2	十勝沖		8.1			主部北側		7.5		既往の内陸地震				
T3	根室沖		7.9			主部南側		7.2		E1	弟子屈地域		6.5	
T4	色丹沖		7.8		N2	サロベツ		7.6		E2	浦河周辺		7.1	
T5	択捉島沖		8.1		N3	黒松内低地		7.3		E3	道北地域		6.5	
T6	500 年間隔地震		8.6		N4	当別		7.0		オホーツク海				
日本海東縁部					N5	函館平野西縁		7.0-7.5		A1	網走沖		7.8	
T7	北海道南西沖		7.8		N6	増毛山地東縁		7.8		A2	紋別沖(紋別構造線)		7.9	
T8	積丹半島沖		7.8		N7	十勝平野								
T9	留萌沖		7.5			主部		8.0						
T10	北海道北西沖		7.8			光地園		7.2						
プレート内					N8	富良野								
P1	釧路直下		7.5			西部		7.2						
P2	厚岸直下		7.2			東部		7.2						
P3	日高西部		7.2		N9	標津		7.7 以上						
					N10	石狩低地東縁南部		7.7 以上						
					N11	沼田-砂川付近		7.5						

※標津町地域防災計画における想定震度は参考資料「1 標津町地域防災計画における地震の想定」参照

表 北海道地域防災計画による想定地震の概要（算定基準日：令和5年1月1日）

想定地震 [北海道地域防災計画想定地震番号]		規模（M）※	地震発生率		
			10年以内	30年以内	50年以内
海溝型地震					
千島海溝沿い					
超巨大地震（17世紀型）[T6]		8.8程度以上	2～10%	7～40%	10～60%
十勝沖 [T2]		8.0～8.6程度	0.4%	10%程度	40%程度
根室沖 [T3]		7.8～8.5程度	30%程度	80%程度	90%程度以上
色丹島沖及び択捉島沖 [T4/T5]		7.7～8.5前後	20%程度	60%程度	80%程度
ひとまわり 小さい プレート間 地震	十勝沖・根室沖	7.0～7.5程度	40%程度	80%程度	90%程度
	色丹島沖・択捉島 沖	7.5程度	50%程度	90%程度	90%程度以上
十勝沖から択捉島沖の海溝寄りの プレート間地震		Mt8.0程度	20%程度	50%程度	70%程度
沈み込んだプレート間のやや浅い 地震		8.4前後	10%程度	30%程度	40%程度
沈み込んだプレート間のやや深い 地震		7.8前後	20%程度	50%程度	70%程度
海溝軸の外側で発生する地震		8.2前後			
三陸～房総沖					
超巨大地震 （東北地方太平洋沖型）		9.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
青森県東方沖及び岩手県沖北部		7.9程度	0.01%～5%	10%～30%	70～80%程度
宮城県沖		7.9前後	9%	20%程度	40%程度
日本海東縁部					
北海道北西沖の地震 [T10]		7.8程度	0.002～0.04%	0.006～0.1%	0.01～0.2%
北海道西方沖の地震 [T8/T9]		7.5前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
北海道南西沖の地震 [T7]		7.8前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
青森県西方沖の地震		7.7前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
内陸型地震					
活断層					
函館平野西縁断層帯 [N5]		7.0～7.5程度	—	ほぼ0～1%	ほぼ0～2%
黒松内低地断層帯 [N3]		7.3程度以上	—	2～5%以下	3～9%以下
石狩低地東縁断層帯（主部） [N1]		7.9程度	—	ほぼ0%	ほぼ0%
石狩低地東縁断層帯（南部） [N1]		7.7程度以上	—	0.2%以下	0.3%以下
当別断層 [N4]		7.0程度	—	ほぼ0～2%	ほぼ0～4%
増毛山地東縁断層帯 [N6]		7.8程度	—	0.6%以下	1%以下
沼田-砂川付近の断層帯 [N11]		7.5程度	—	不明	不明
富良野断層帯（西部）[N8]		7.2程度	—	ほぼ0～0.03%	ほぼ0～0.06%
富良野断層帯（東部）[N8]		7.2程度	—	ほぼ0～0.01%	ほぼ0～0.02%
十勝平野断層帯（主部）[N7]		8.0程度	—	0.1～0.2%	0.2～0.3%
十勝平野断層帯（光地園断層 帯）[N7]		7.2程度	—	0.1～0.4%	0.2～0.7%
標津断層帯 [N9]		7.7程度以上	—	不明	不明
サロベツ断層帯 [N2]		7.6程度	—	4%以下	7%以下

※北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）に記載があるもののみ

② 地震動評価

北海道では、想定地震のうち 24 地震 54 モデルの想定地震について市町村別の地震動評価を行っています。

想定地震における標津町内の最大震度は以下のとおりです。標津断層帯（30_1）が震度階級で 7 となり最大となり、次いで根室沖が震度階級で 6 弱となります。

表 想定地震における標津町内の平均震度・最大震度

想定地震		最大震度	※1 震度階級	平均震度	※2 震度階級
	モデル				
1	①標津断層帯	30_1	6.8	7	5.9 6 弱
2		45_5	6.4	6 強	5.8 6 弱
3	②十勝平野断層帯主部	30_3	5.1	5 強	4.3 4
4		45_2	4.6	5 弱	3.7 4
5		45_5	5.1	5 強	4.4 4
6	③富良野断層帯西部	30_2	—	—	—
7		30_5	—	—	—
8		45_3	—	—	—
9	④増毛山地東縁断層帯	30_2	—	—	—
10		45_1	—	—	—
11		45_2	—	—	—
12		45_3	—	—	—
13		45_4	—	—	—
14		45_5	—	—	—
15	⑤沼田-砂川付近の断層帯	30_3	—	—	—
16		30_4	—	—	—
17		45_1	—	—	—
18		45_2	—	—	—
19		45_3	—	—	—
20		45_4	—	—	—
21	⑥当別断層帯	30_2	—	—	—
22		30_5	—	—	—
23	⑦石狩低地東縁断層帯主部（北）（深さ 7km）	30_1	—	—	—
24		30_5	—	—	—
25		45_1	—	—	—
26	⑧石狩低地東縁断層帯主部（北）（深さ 3km）	30_2	—	—	—
27		45_2	—	—	—
28		45_3	—	—	—
29		45_5	—	—	—
30	⑨石狩低地東縁断層帯主部（南）（深さ 3km）	45_2	—	—	—
31		45_5	—	—	—
32	⑩石狩低地東縁断層帯南部（深さ 7km）	30_5	—	—	—
33	⑪石狩低地東縁断層帯南部（深さ 3km）	30_2	—	—	—
34		30_3	—	—	—
35		30_5	—	—	—
36	⑫黒松内低地断層帯	30_5	—	—	—
37		45_3	—	—	—
38		45_4	—	—	—

想定地震		モデル	最大 震度	※1	平均 震度	※2
				震度 階級		震度 階級
39	⑬函館平野西縁断層帯	45_2	—	—	—	—
40		45_3	—	—	—	—
41	⑭サロベツ断層帯（断層延長）	30_2	—	—	—	—
42		30_3	—	—	—	—
43		30_5	—	—	—	—
44	札幌市直下	⑮西札幌背斜に関連する断層	—	—	—	—
45		⑯月寒背斜に関連する断層	—	—	—	—
46		⑰野幌丘陵断層帯	45_1	—	—	—
47	⑱根室沖・釧路沖		5.9	6弱	4.9	5弱
48	⑲十勝沖の地震		5.8	6弱	4.9	5弱
49	⑳三陸沖北部		—	—	—	—
50	㉑北海道北西沖	No_2	—	—	—	—
51		No_5	—	—	—	—
52	㉒北海道南西沖		—	—	—	—
53	㉓北海道留萌沖（走向 N193E）		—	—	—	—
54	㉔北海道留萌沖（走向 N225E）		—	—	—	—

※1 町内を 250mメッシュに分割し、メッシュ毎に計算された震度の最大値

※2 町内を 250mメッシュに分割し、メッシュ毎に計算された震度の平均値

※振興局内の最大震度が 4 以下（被害がほぼない）地震は計算対象外であり、「—」となっている。

（２）日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震（北海道提供）

北海道では、令和 4 年に日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について公表をしました。その中で想定した 2 地震の地震動のうち、千島海溝の最大震度は、震度階級で 6 強を想定しています。

表 想定地震における標津町内の平均震度・最大震度

想定地震	最大 震度	※1	平均 震度	※2
		震度 階級		震度 階級
日本海溝	—	—	—	—
千島海溝	6.1	6強	5.1	5強

※1 町内を 250mメッシュに分割し、メッシュ毎に計算された震度の最大値

※2 町内を 250mメッシュに分割し、メッシュ毎に計算された震度の平均値

※振興局内の最大震度が 4 以下（被害がほぼない）地震は計算対象外であり、「—」となっている。

（参考）気象庁震度階級表

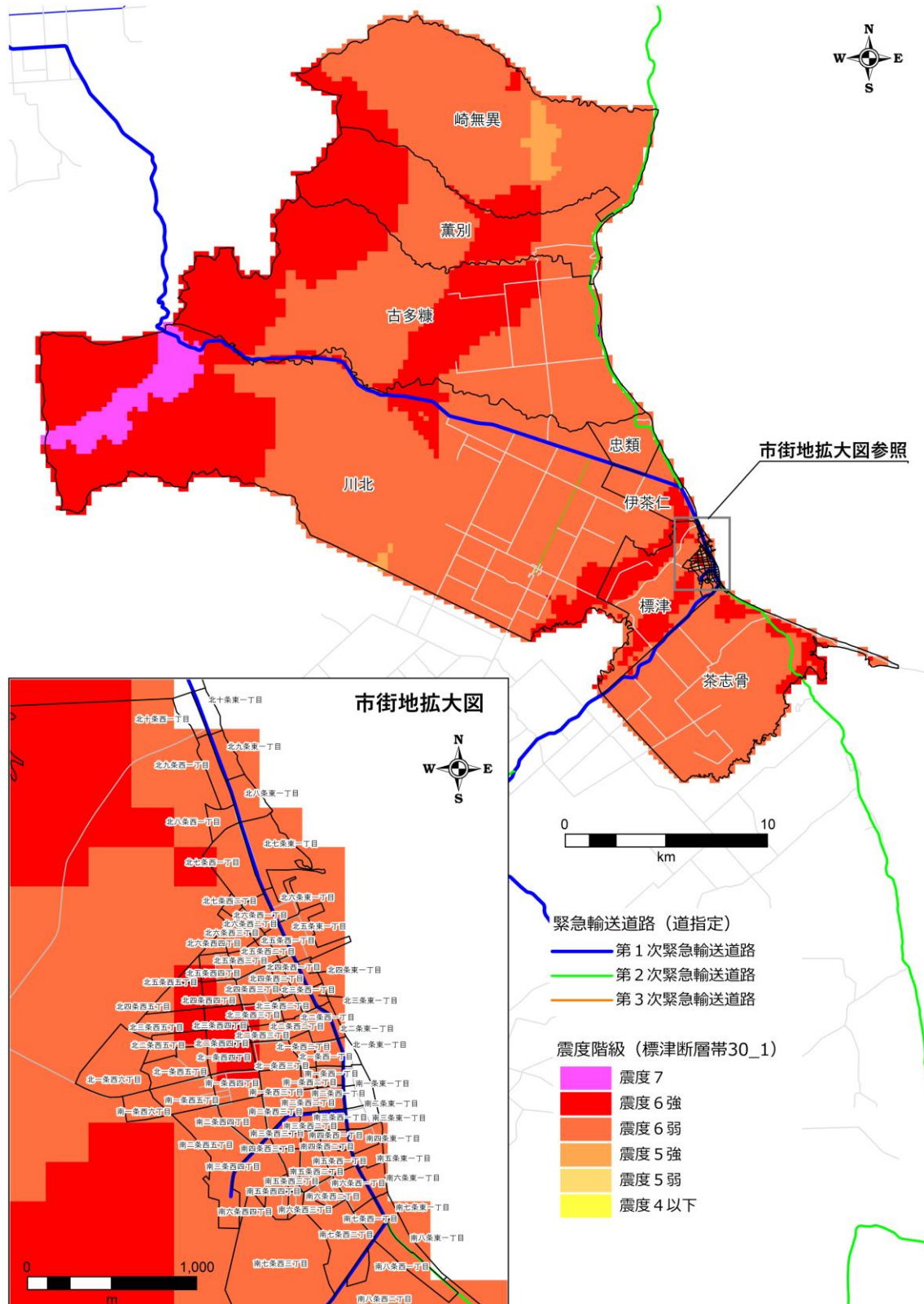
震度階級	計測震度	震度階級	計測震度
0	0.5 未満	5 弱	4.5 - 5.0 未満
1	0.5 - 1.5 未満	5 強	5.0 - 5.5 未満
2	1.5 - 2.5 未満	6 弱	5.5 - 6.0 未満
3	2.5 - 3.5 未満	6 強	6.0 - 6.5 未満
4	3.5 - 4.5 未満	7	6.5 以上

(3) 震度分布

① 標津断層帯 (30_1) における震度分布

標津断層帯 (30_1) における震度分布 (250mメッシュ) をみると、標津町内ほぼ全域で震度 6 弱以上となっており、一部、川北西部付近では震度 7 の地域もみられます。

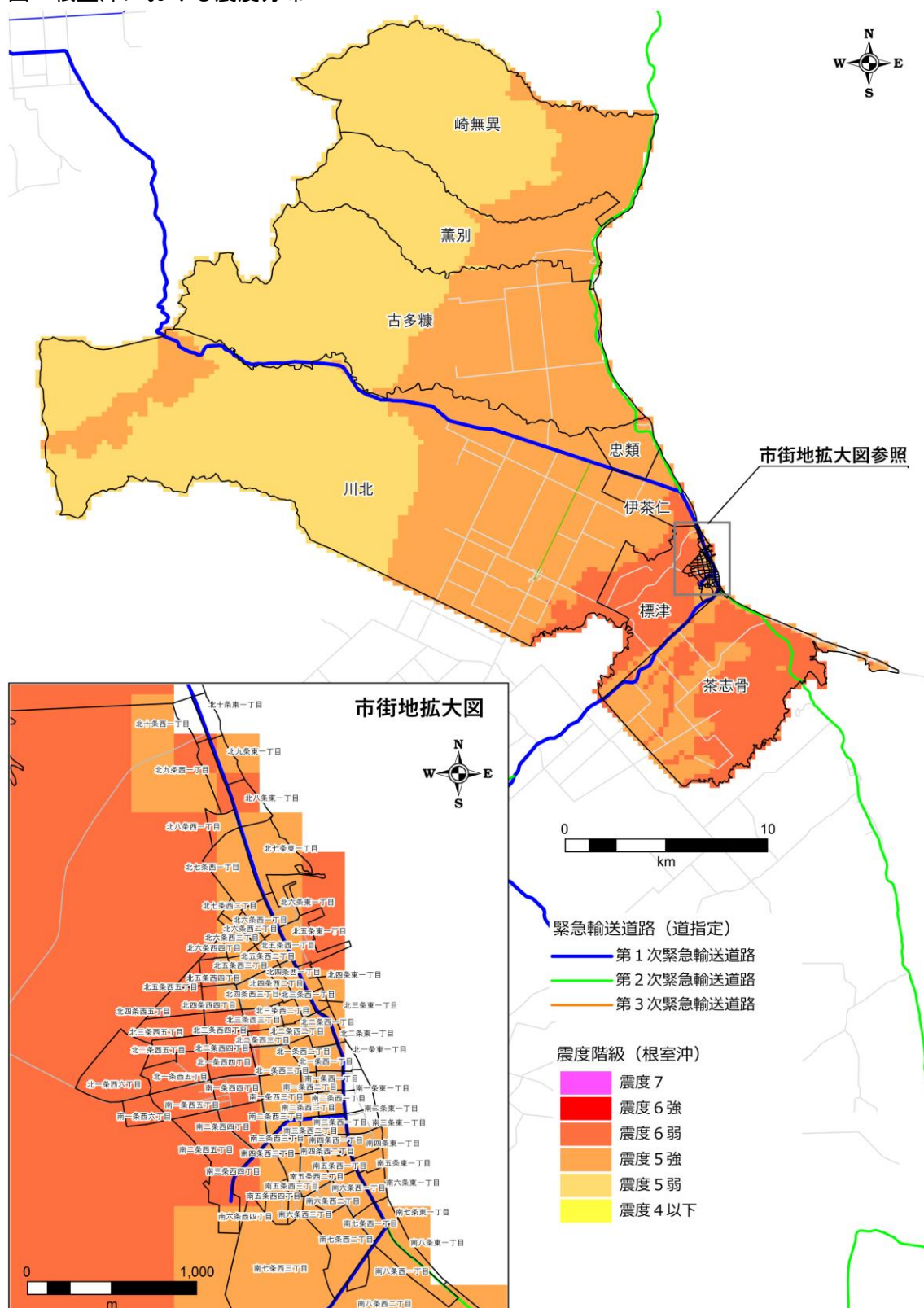
図 標津断層帯 (30_1) における震度分布



② 根室沖における震度分布

根室沖における震度分布（250mメッシュ）をみると、標津町内の北部及び西部では震度 5 弱の地域が多く、東部及び南部では震度 5 強以上の地域が多く、市街地周辺では震度 6 弱の地域もみられます。

図 根室沖における震度分布



③ 千島海溝における震度分布

千島海溝における震度分布（250mメッシュ）をみると、標津町内の北部及び西部では震度5弱の地域が多く、東部及び南部では震度5強以上の地域が多く、市街地周辺では大半が震度6弱となっています。

図 千島海溝における震度分布

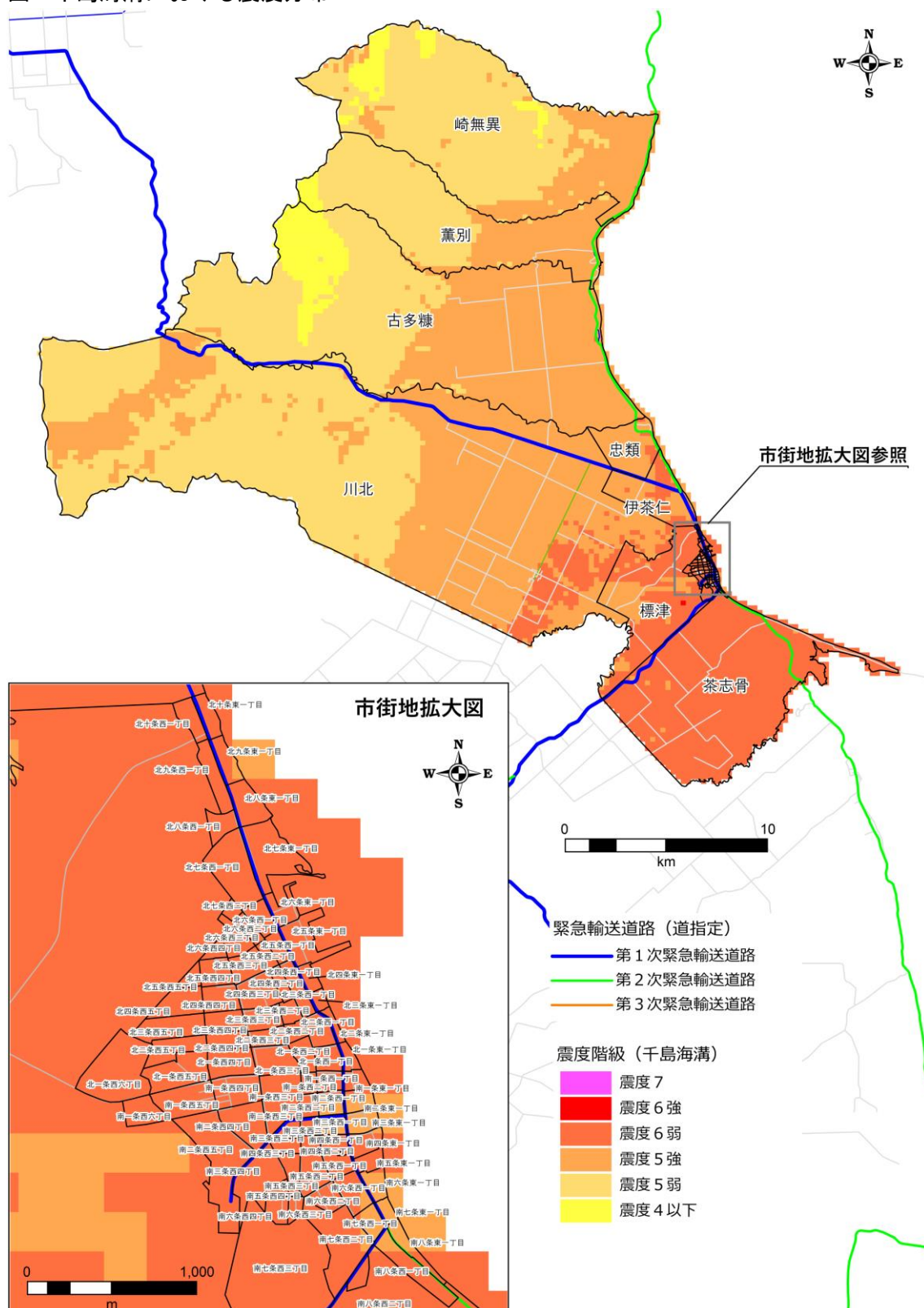


表 標津断層帯 (30_1) ・根室沖・千島海溝における地区別最大震度・平均震度

地区名		面積 (km ²)	標津 30_1		根室沖		千島海溝	
			最大震度	平均震度	最大震度	平均震度	最大震度	平均震度
1	標津	21.67	6.15	5.98	5.79	5.62	6.07	5.55
2	茶志骨	59.84	6.09	5.62	5.88	5.37	5.90	5.67
3	伊茶仁	8.38	6.15	5.53	5.78	5.15	5.65	5.46
4	忠類	6.47	5.96	5.73	5.53	5.29	5.83	5.43
5	薫別	49.33	6.34	5.95	5.35	4.74	5.44	4.84
6	崎無異	93.03	6.30	5.75	5.39	4.69	5.50	4.81
7	川北	244.25	6.79	5.97	5.78	4.99	5.64	5.08
8	古多糠	137.14	6.53	5.93	5.53	4.84	5.83	4.91
9	北一条西一丁目	0.02	5.78	5.78	5.45	5.44	5.81	5.72
10	北一条西二丁目	0.02	5.81	5.79	5.48	5.46	5.81	5.75
11	北一条西三丁目	0.04	6.11	5.94	5.78	5.61	5.81	5.73
12	北一条西四丁目	0.04	6.11	6.03	5.78	5.70	5.72	5.70
13	北一条西五丁目	0.06	5.95	5.93	5.62	5.59	5.69	5.66
14	北一条西六丁目	0.12	5.97	5.92	5.62	5.58	5.68	5.64
15	北二条西一丁目	0.03	5.77	5.77	5.44	5.44	5.81	5.70
16	北二条西二丁目	0.01	5.78	5.78	5.45	5.45	5.81	5.81
17	北二条西三丁目	0.02	6.11	5.95	5.78	5.62	5.81	5.77
18	北二条西四丁目	0.02	6.11	6.02	5.78	5.69	5.72	5.70
19	北二条西五丁目	0.04	6.00	5.95	5.67	5.61	5.68	5.65
20	北三条西一丁目	0.01	5.78	5.76	5.45	5.43	5.81	5.72
21	北三条西二丁目	0.01	5.78	5.76	5.45	5.43	5.81	5.72
22	北三条西三丁目	0.03	6.11	5.84	5.78	5.50	5.81	5.70
23	北三条西四丁目	0.03	6.11	6.05	5.78	5.72	5.72	5.68
24	北三条西五丁目	0.05	6.00	5.97	5.67	5.63	5.68	5.66
25	北四条西一丁目	0.02	5.74	5.73	5.41	5.39	5.68	5.65
26	北四条西二丁目	0.01	5.73	5.72	5.40	5.39	5.69	5.66
27	北四条西三丁目	0.04	6.11	5.82	5.78	5.48	5.69	5.65
28	北四条西四丁目	0.03	6.12	5.99	5.79	5.65	5.67	5.66
29	北四条西五丁目	0.04	6.12	6.02	5.79	5.68	5.67	5.65
30	北五条西一丁目	0.02	5.71	5.71	5.38	5.38	5.69	5.67
31	北五条西二丁目	0.01	5.72	5.72	5.38	5.38	5.69	5.69
32	北五条西三丁目	0.03	5.73	5.72	5.40	5.38	5.69	5.67
33	北五条西四丁目	0.03	6.12	5.89	5.79	5.55	5.69	5.67
34	北五条西五丁目	0.01	6.12	6.03	5.79	5.69	5.68	5.66
35	北六条西一丁目	0.03	5.72	5.72	5.38	5.38	5.69	5.66
36	北六条西二丁目	0.01	5.72	5.72	5.38	5.38	5.69	5.68
37	北六条西三丁目	0.03	5.72	5.72	5.37	5.37	5.69	5.68
38	北六条西四丁目	0.01	5.98	5.85	5.65	5.51	5.68	5.67
39	北七条西一丁目	0.09	6.12	5.81	5.79	5.47	5.67	5.65
40	北七条西二丁目	0.01	5.72	5.72	5.37	5.37	5.67	5.67
41	北八条西一丁目	0.02	5.96	5.83	5.62	5.49	5.64	5.60
42	北九条西一丁目	0.04	5.92	5.80	5.58	5.46	5.56	5.55
43	北十条西一丁目	0.03	5.92	3.88	5.58	3.65	5.57	5.56
44	南一条東一丁目	0.02	5.78	2.88	5.45	2.72	5.58	5.55
45	南二条東一丁目	0.02	5.76	1.92	5.43	1.81	5.58	5.51
46	南三条東一丁目	0.02	5.76	3.83	5.43	3.61	5.60	5.52
47	南四条東一丁目	0.03	5.72	2.86	5.40	2.70	5.60	5.54
48	南五条東一丁目	0.02	5.72	5.71	5.40	5.39	5.60	5.51
49	南六条東一丁目	0.02	5.72	5.71	5.40	5.39	5.60	5.51
50	南七条東一丁目	0.01	5.71	4.28	5.39	4.04	5.42	5.40
51	南八条東一丁目	0.03	5.71	4.56	5.39	4.31	5.59	5.48
52	南一条西一丁目	0.02	5.78	5.77	5.45	5.44	5.69	5.64
53	南一条西二丁目	0.01	5.81	5.78	5.48	5.45	5.69	5.61
54	南一条西三丁目	0.03	6.05	5.88	5.72	5.55	5.69	5.60

地区名		面積 (km ²)	標津 30_1		根室沖		千島海溝	
			最大震度	平均震度	最大震度	平均震度	最大震度	平均震度
55	南一条西四丁目	0.05	6.05	5.91	5.72	5.58	5.69	5.60
56	南一条西五丁目	0.06	5.95	5.94	5.62	5.61	5.69	5.64
57	南一条西六丁目	0.03	5.95	5.92	5.60	5.57	5.67	5.66
58	南二条西一丁目	0.02	5.76	5.76	5.43	5.43	5.69	5.57
59	南二条西二丁目	0.02	5.79	5.78	5.46	5.45	5.69	5.57
60	南二条西三丁目	0.04	5.80	5.79	5.47	5.47	5.63	5.55
61	南二条西四丁目	0.05	5.95	5.86	5.61	5.53	5.63	5.55
62	南二条西五丁目	0.14	6.00	5.91	5.67	5.57	5.68	5.60
63	南三条西一丁目	0.02	5.77	4.31	5.44	4.07	5.60	5.54
64	南三条西二丁目	0.01	5.80	5.78	5.47	5.45	5.63	5.56
65	南三条西三丁目	0.02	5.80	5.79	5.47	5.47	5.63	5.57
66	南三条西四丁目	0.07	5.90	5.82	5.57	5.49	5.68	5.64
67	南四条西一丁目	0.02	5.77	5.74	5.44	5.42	5.60	5.60
68	南四条西二丁目	0.01	5.80	5.78	5.47	5.46	5.63	5.62
69	南四条西三丁目	0.01	5.80	5.80	5.47	5.47	5.63	5.63
70	南五条西一丁目	0.02	5.77	5.74	5.44	5.42	5.60	5.56
71	南五条西二丁目	0.03	5.80	5.78	5.47	5.45	5.63	5.59
72	南五条西三丁目	0.02	5.80	5.78	5.47	5.45	5.63	5.62
73	南五条西四丁目	0.01	5.79	5.79	5.46	5.46	5.61	5.61
74	南六条西一丁目	0.04	5.76	5.72	5.43	5.40	5.77	5.57
75	南六条西二丁目	0.03	5.79	5.75	5.46	5.43	5.77	5.63
76	南六条西三丁目	0.01	5.79	5.78	5.47	5.46	5.69	5.65
77	南六条西四丁目	0.02	5.79	5.79	5.47	5.46	5.69	5.64
78	南七条西一丁目	0.02	5.71	5.71	5.39	5.39	5.77	5.52
79	南七条西二丁目	0.11	5.79	5.76	5.47	5.44	5.77	5.64
80	南七条西三丁目	0.36	5.85	5.80	5.52	5.47	5.77	5.70
81	南八条西一丁目	0.05	5.77	4.91	5.46	4.64	5.67	5.54
82	南八条西二丁目	0.02	5.77	5.77	5.46	5.46	5.72	5.70
83	北一条東一丁目	0.01	5.78	2.89	5.45	2.72	5.79	5.63
84	北二条東一丁目	0.01	5.77	3.84	5.44	3.62	5.79	5.66
85	北三条東一丁目	0.01	5.77	5.76	5.44	5.43	5.62	5.60
86	北四条東一丁目	0.02	5.98	5.79	5.66	5.46	5.68	5.63
87	北五条東一丁目	0.06	5.98	4.68	5.66	4.41	5.68	5.65
88	北六条東一丁目	0.03	5.71	5.71	5.38	5.38	5.67	5.65
89	北七条東一丁目	0.09	5.98	5.76	5.65	5.42	5.65	5.61
90	北八条東一丁目	0.04	5.92	4.34	5.58	4.08	5.64	5.58
91	北九条東一丁目	0.03	5.92	5.86	5.58	5.51	5.56	5.53
92	北十条東一丁目	0.03	5.92	2.33	5.58	2.19	5.56	5.55
町全体			6.79	5.87	5.88	4.96	6.07	5.08

(4) 被害想定

① 地震規模別にみた建物被害の想定

「平成 28 年度地震被害想定調査結果報告書（平成 30 年 2 月 北海道）」においては、地震の計測震度と構造別・建築年別の建物被害の想定を「図 震度と構造別全半壊率との関係」のとおりとしています。木造建物においては、標津町のように多雪区域の場合、積雪時においては積雪荷重を考慮しています。

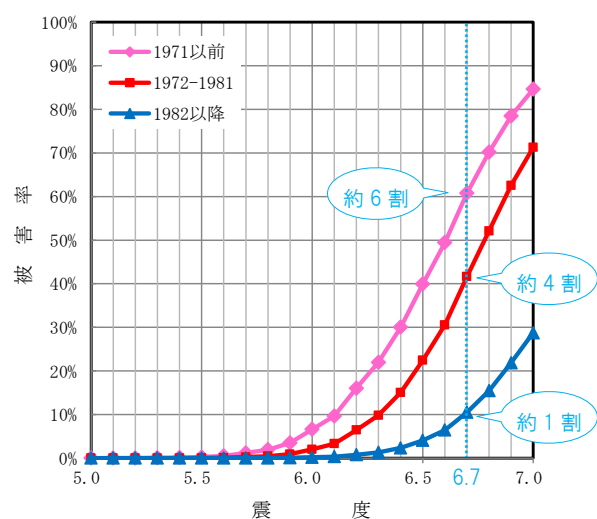
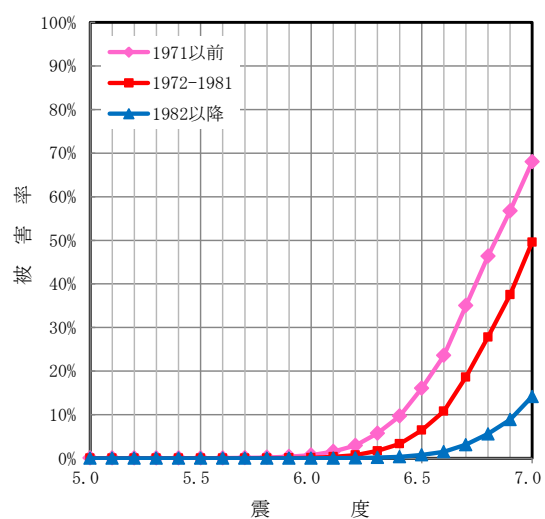
昭和 56（1981）年以前（旧耐震基準）で建てられた建築物は、昭和 57（1982）年以降（新耐震基準）に建てられた建築物に比べて全壊率・全半壊率が高く、例えば木造建物（冬以外）で計測震度が 6.7（震度 7）の場合に、昭和 57（1982）年以降（新耐震基準）は約 1 割が全半壊、昭和 47（1972）～56（1981）年以前の建物（旧耐震基準）は約 4 割が全半壊、昭和 46 年（1971）以前は約 6 割が全半壊すると想定しています（次ページ図参照）。

表 耐震に関わる建築基準法の改正（新耐震基準の設定まで）

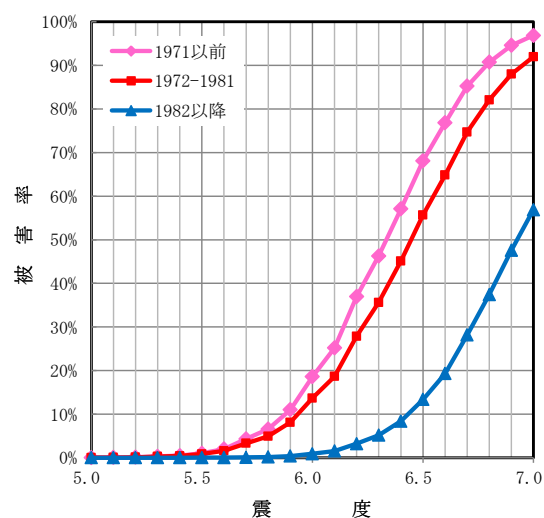
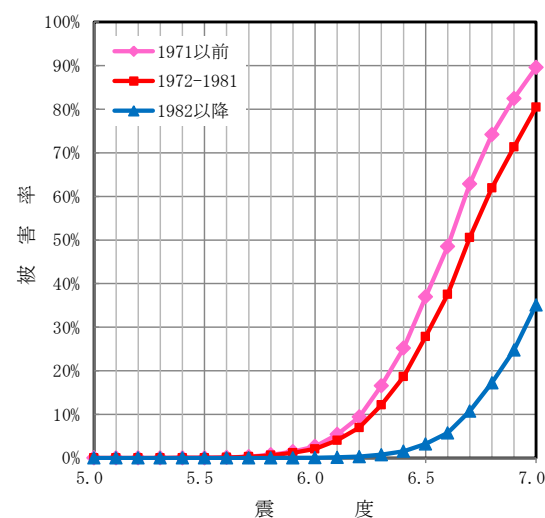
	大地震（マグニチュード）	概要
昭和 25（1950）年		建築基準法の制定
昭和 43（1968）年	十勝沖地震（M7.9）	
昭和 46（1971）年		建築基準法の改正 ・木造：コンクリート造の布基礎規定 ・非木造：RC 柱の帯筋間隔の見直し
昭和 53（1978）年	宮城県沖地震（M7.4）	
昭和 56（1981）年		建築基準法の改正 ・耐震基準の見直し＜新耐震基準＞ ・中地震（震度 5 程度）に対してほとんど損傷しない。 ・大地震（震度 6～7 程度）に対して倒壊しない。

図 震度と構造別全半壊率との関係

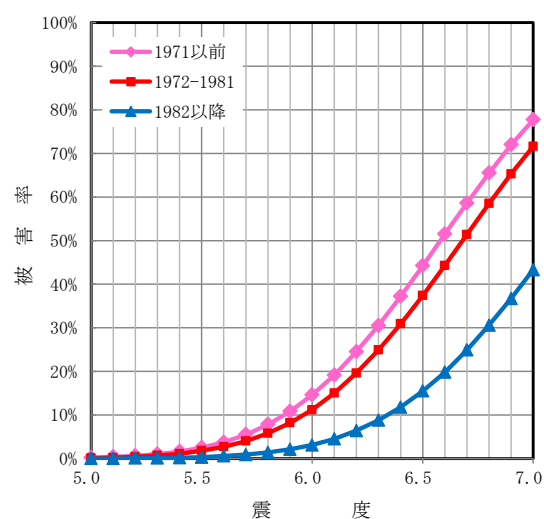
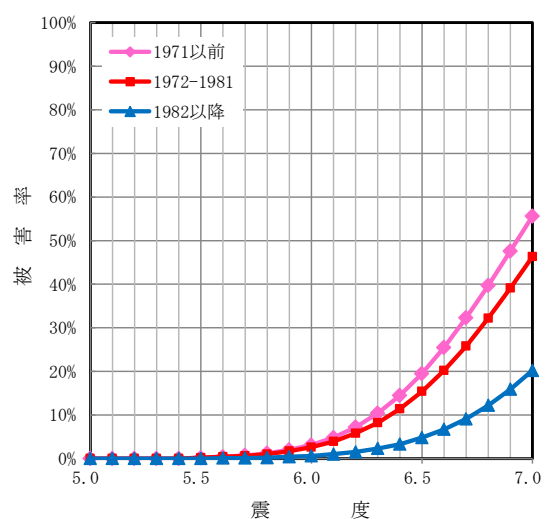
【木造（冬以外）】



【木造（冬）】



【非木造】



② 想定地震による被害想定

想定地震による標津町全体の被害想定は下表のとおりです。

震度が最大となる標津断層帯（30_1）の冬の場合、人的被害は死者が5人、負傷者は31人、また建物の全半壊棟数は1,108棟であり、全半壊率が2割を超えるなど大きな被害が想定されています。

表 被害が最大となる地震に係る被害想定

想定地震	モデル	最大震度	最大震度階級	想定時期	全半壊棟数	全半壊率	死者数	負傷者数		
									重傷者数	軽傷者数
標津断層帯	30_1	6.79	7	冬	1,108	24.1%	5	31	2	29
				冬以外	777	16.9%	2	37	2	35
根室沖	-	5.88	6弱	冬	100	2.2%	0	6	1	5
				冬以外	57	1.2%	0	3	0	3
千島海溝	-	6.07	6強	冬	115	2.5%	0	6	1	5
				冬以外	67	1.5%	0	3	0	3

（参考）千島海溝地震に係わる被害想定：道提供資料

想定地震	最大震度	最大震度階級	全壊棟数 (棟)	死者数	負傷者数
日本海溝	—	—	—	—	—
千島海溝	6.07	6強	10	0	10

※道提供資料に基づく、冬深夜の被害想定結果

（死者数、負傷者数は倒壊または転倒による負傷者数）

i) 標津断層帯（30_1）における被害想定

標津断層帯（30_1）で冬の場合における字別被害想定をみると、建物の全半壊棟数は川北が716棟で最も多く、次いで古多糠が170棟であり2地区で標津町内の全半壊棟数1,108棟の約8割を占めます。

全半壊率をみると、川北では5割以上、古多糠では3割以上となっています。

図 標津断層帯 (30_1) における全半壊棟数 (冬)

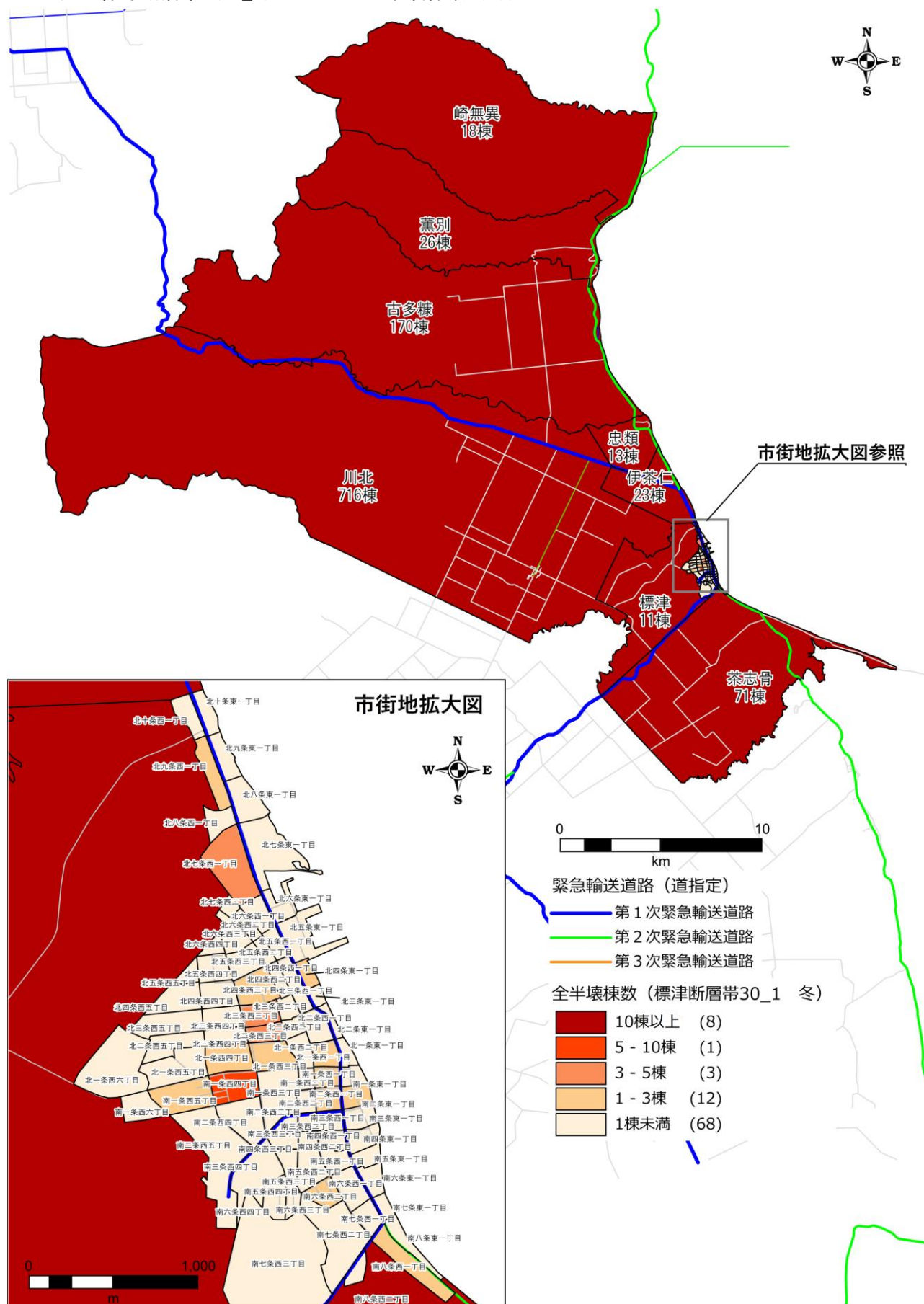


図 標津断層帯 (30_1) における全半壊率 (冬)

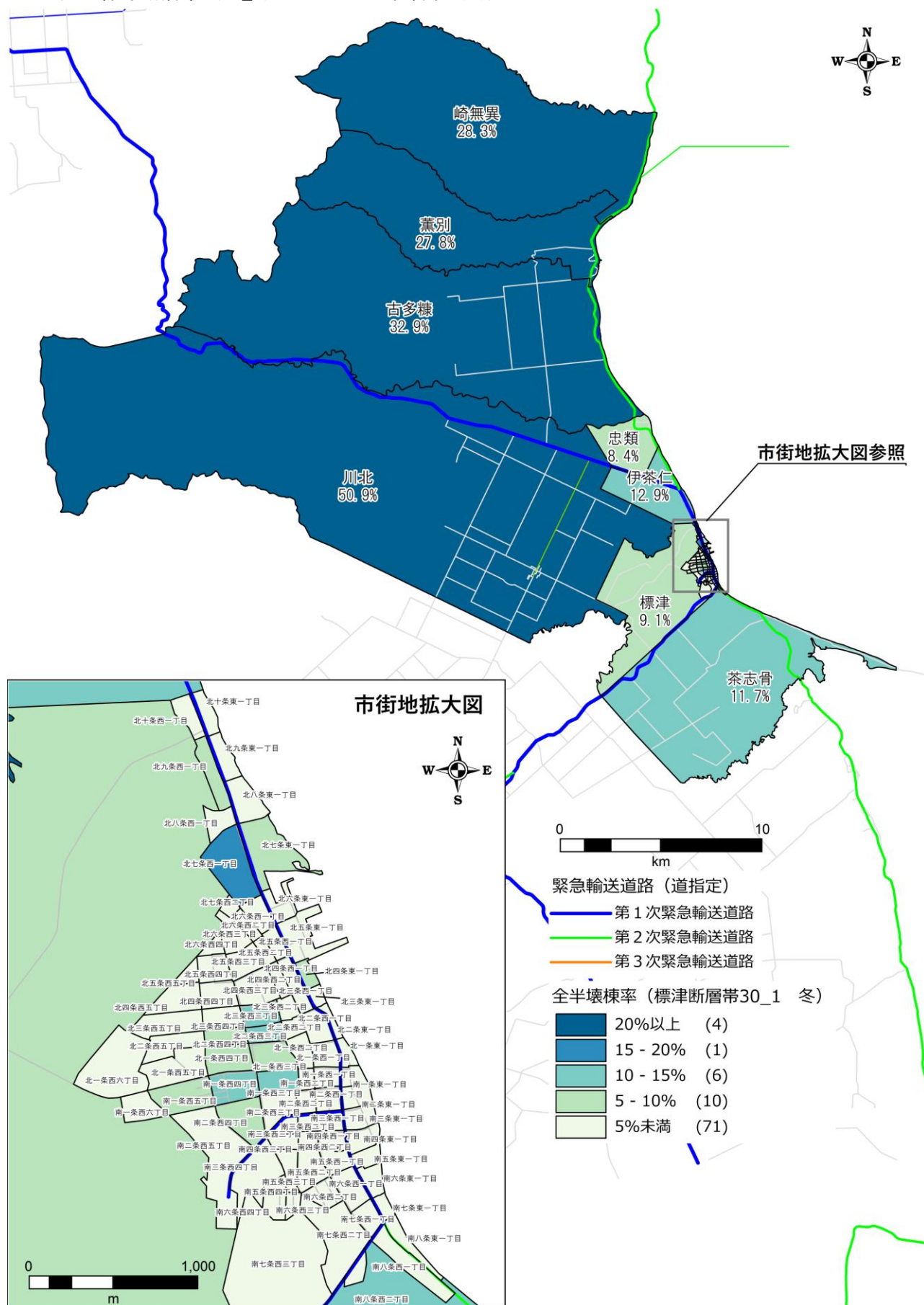


表 標津断層帯 (30_1) における被害想定 (冬)

	字名	建築物数 (棟)	建築物		全半壊 棟数 (棟)	全半壊率 (%)	死者数	負傷者数	重傷者数	軽傷者数
			全壊棟数	半壊棟数						
1	標津	116	3	8	11	9.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
2	茶志骨	603	16	55	71	11.7%	1 未満	3	1 未満	2
3	伊茶仁	176	5	18	23	12.9%	1 未満	1	1 未満	1 未満
4	忠類	159	2	11	13	8.4%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
5	薫別	93	10	16	26	27.8%	1 未満	1	1 未満	1 未満
6	崎無異	65	6	12	18	28.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
7	川北	1,405	430	286	716	50.9%	3	11	1 未満	11
8	古多糠	519	77	94	170	32.9%	1 未満	5	1 未満	5
9	北一条西一丁目	25	1 未満	1 未満	1	4.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
10	北一条西二丁目	31	1 未満	1 未満	1	3.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
11	北一条西三丁目	39	1 未満	2	3	7.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
12	北一条西四丁目	39	1 未満	2	2	5.8%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
13	北一条西五丁目	24	1 未満	1 未満	0	0.8%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
14	北一条西六丁目	8	1 未満	1 未満	0	2.4%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
15	北二条西一丁目	12	1 未満	1 未満	0	2.5%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
16	北二条西二丁目	4	1 未満	1 未満	0	3.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
17	北二条西三丁目	32	1	3	4	13.4%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
18	北二条西四丁目	4	1 未満	1 未満	0	5.8%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
19	北二条西五丁目	4	1 未満	1 未満	0	2.5%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
20	北三条西一丁目	10	1 未満	1 未満	0	1.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
21	北三条西二丁目	2	1 未満	1 未満	0	1.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
22	北三条西三丁目	37	1 未満	3	4	10.5%	1 未満	1	1 未満	1
23	北三条西四丁目	0	1 未満	1 未満	0	—	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
24	北三条西五丁目	0	1 未満	1 未満	0	—	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
25	北四条西一丁目	35	1 未満	1 未満	1	1.5%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
26	北四条西二丁目	11	1 未満	1 未満	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
27	北四条西三丁目	47	1 未満	2	2	4.6%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
28	北四条西四丁目	0	1 未満	1 未満	0	—	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
29	北四条西五丁目	0	1 未満	1 未満	0	—	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
30	北五条西一丁目	23	1 未満	1 未満	0	2.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
31	北五条西二丁目	16	1 未満	1 未満	0	2.6%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
32	北五条西三丁目	10	1 未満	1 未満	0	3.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
33	北五条西四丁目	22	1 未満	1 未満	1	3.9%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
34	北五条西五丁目	0	1 未満	1 未満	0	—	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
35	北六条西一丁目	31	1 未満	1 未満	1	2.8%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
36	北六条西二丁目	19	1 未満	1 未満	1	2.7%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
37	北六条西三丁目	1	1 未満	1 未満	0	4.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
38	北六条西四丁目	0	1 未満	1 未満	0	—	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
39	北七条西一丁目	19	1 未満	3	3	18.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
40	北七条西二丁目	12	1 未満	1 未満	0	2.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
41	北八条西一丁目	2	1 未満	1 未満	0	0.6%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
42	北九条西一丁目	16	1 未満	1 未満	1	7.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
43	北十条西一丁目	12	1 未満	1 未満	0	2.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
44	南一条東一丁目	13	1 未満	1 未満	0	2.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
45	南二条東一丁目	30	1 未満	1 未満	1	3.7%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
46	南三条東一丁目	32	1 未満	1 未満	1	3.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
47	南四条東一丁目	35	1 未満	1 未満	1	2.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
48	南五条東一丁目	8	1 未満	1 未満	0	2.8%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
49	南六条東一丁目	17	1 未満	1 未満	0	1.5%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満

	字名	建築物数 (棟)	建築物		全半壊 棟数 (棟)	全半壊率 (%)	死者数	負傷者数		
			全壊棟数	半壊棟数					重傷者数	軽傷者数
50	南七条東一丁目	10	1 未満	1 未満	0	1.5%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
51	南八条東一丁目	19	1 未満	1 未満	0	2.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
52	南一条西一丁目	37	1 未満	1	1	3.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
53	南一条西二丁目	1	1 未満	1 未満	0	1.4%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
54	南一条西三丁目	8	1 未満	1 未満	1	10.5%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
55	南一条西四丁目	87	2	8	10	11.5%	1 未満	1	1 未満	1
56	南一条西五丁目	34	1 未満	2	3	8.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
57	南一条西六丁目	1	1 未満	1 未満	0	2.5%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
58	南二条西一丁目	48	1 未満	1	1	3.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
59	南二条西二丁目	11	1 未満	1 未満	0	4.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
60	南二条西三丁目	0	1 未満	1 未満	0	—	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
61	南二条西四丁目	5	1 未満	1 未満	0	5.8%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
62	南二条西五丁目	4	1 未満	1 未満	0	3.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
63	南三条西一丁目	31	1 未満	1 未満	1	2.9%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
64	南三条西二丁目	18	1 未満	1 未満	0	2.7%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
65	南三条西三丁目	11	1 未満	1 未満	0	0.7%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
66	南三条西四丁目	3	1 未満	1 未満	0	1.5%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
67	南四条西一丁目	15	1 未満	1 未満	0	0.5%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
68	南四条西二丁目	22	1 未満	1 未満	0	0.9%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
69	南四条西三丁目	23	1 未満	1 未満	0	1.9%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
70	南五条西一丁目	27	1 未満	1 未満	1	2.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
71	南五条西二丁目	43	1 未満	1 未満	1	2.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
72	南五条西三丁目	21	1 未満	1 未満	0	0.8%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
73	南五条西四丁目	10	1 未満	1 未満	0	0.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
74	南六条西一丁目	33	1 未満	1 未満	1	2.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
75	南六条西二丁目	27	1 未満	1	1	4.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
76	南六条西三丁目	14	1 未満	1 未満	0	0.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
77	南六条西四丁目	30	1 未満	1 未満	0	0.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
78	南七条西一丁目	31	1 未満	1 未満	0	1.6%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
79	南七条西二丁目	7	1 未満	1 未満	0	2.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
80	南七条西三丁目	1	1 未満	1 未満	0	1.7%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
81	南八条西一丁目	39	1 未満	1	1	2.9%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
82	南八条西二丁目	3	1 未満	1 未満	0	3.9%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
83	北一条東一丁目	10	1 未満	1 未満	0	4.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
84	北二条東一丁目	14	1 未満	1 未満	0	3.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
85	北三条東一丁目	10	1 未満	1 未満	0	3.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
86	北四条東一丁目	20	1 未満	1	2	7.7%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
87	北五条東一丁目	12	1 未満	1 未満	0	2.8%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
88	北六条東一丁目	4	1 未満	1 未満	0	3.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
89	北七条東一丁目	7	1 未満	1 未満	1	7.4%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
90	北八条東一丁目	6	1 未満	1 未満	0	0.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
91	北九条東一丁目	21	1 未満	1 未満	0	0.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
92	北十条東一丁目	7	1 未満	1 未満	0	0.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
	町全体	4,603	551	530	1,108	24.1%	5	31	2	29

※建築物数：町提供資料（固定資産台帳）

ii) 根室沖における被害想定

根室沖で冬の場合における字別被害想定をみると、建物の全半壊棟数は川北が 39 棟で最も多く、次いで茶志骨が 33 棟であり 2 地区で標津町内の全半壊棟数 100 棟の約 7 割を占めます。

全半壊率をみると、茶志骨では 5 %以上となっています。

図 根室沖における全半壊棟数（冬）

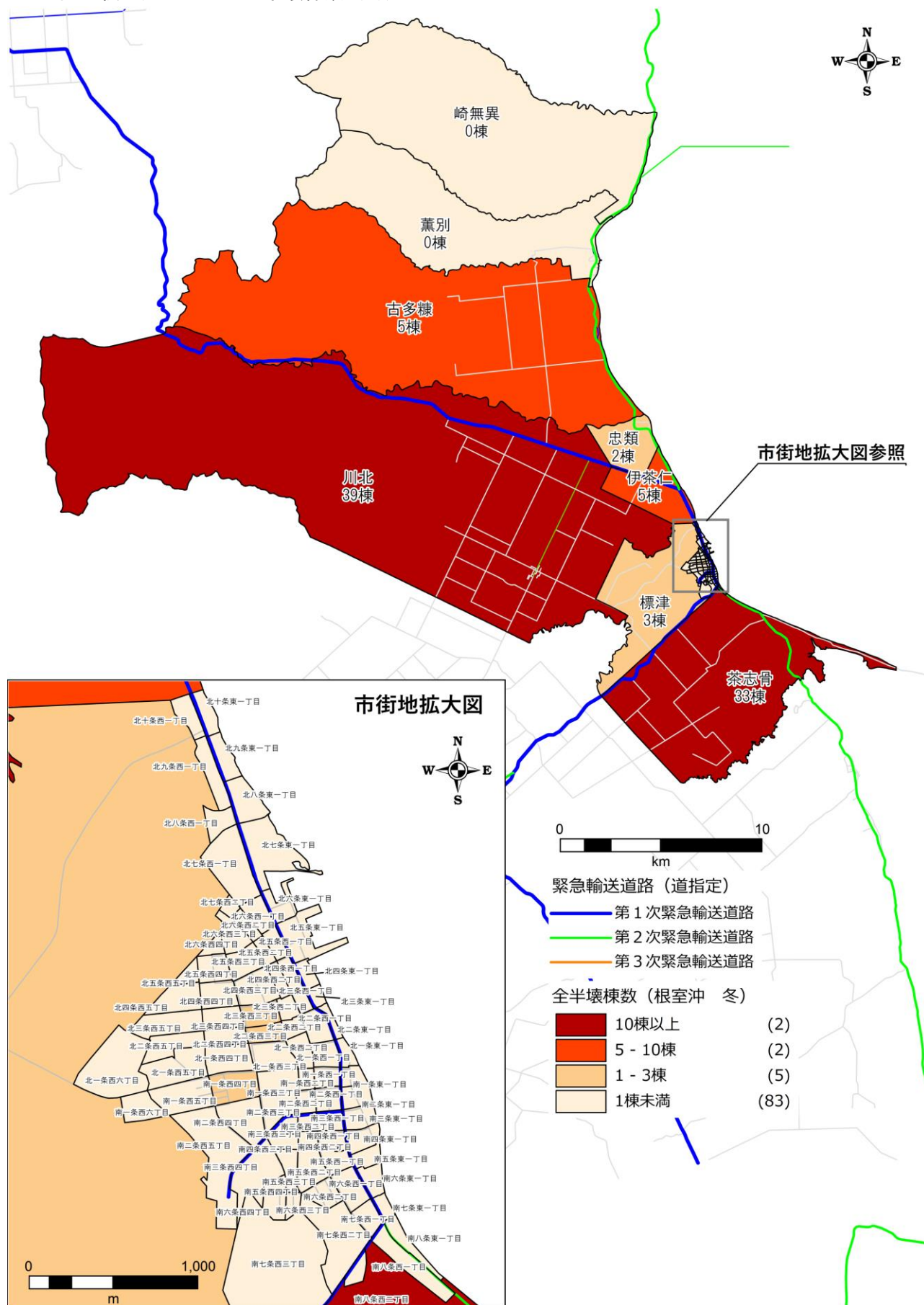


図 根室沖における全半壊率（冬）

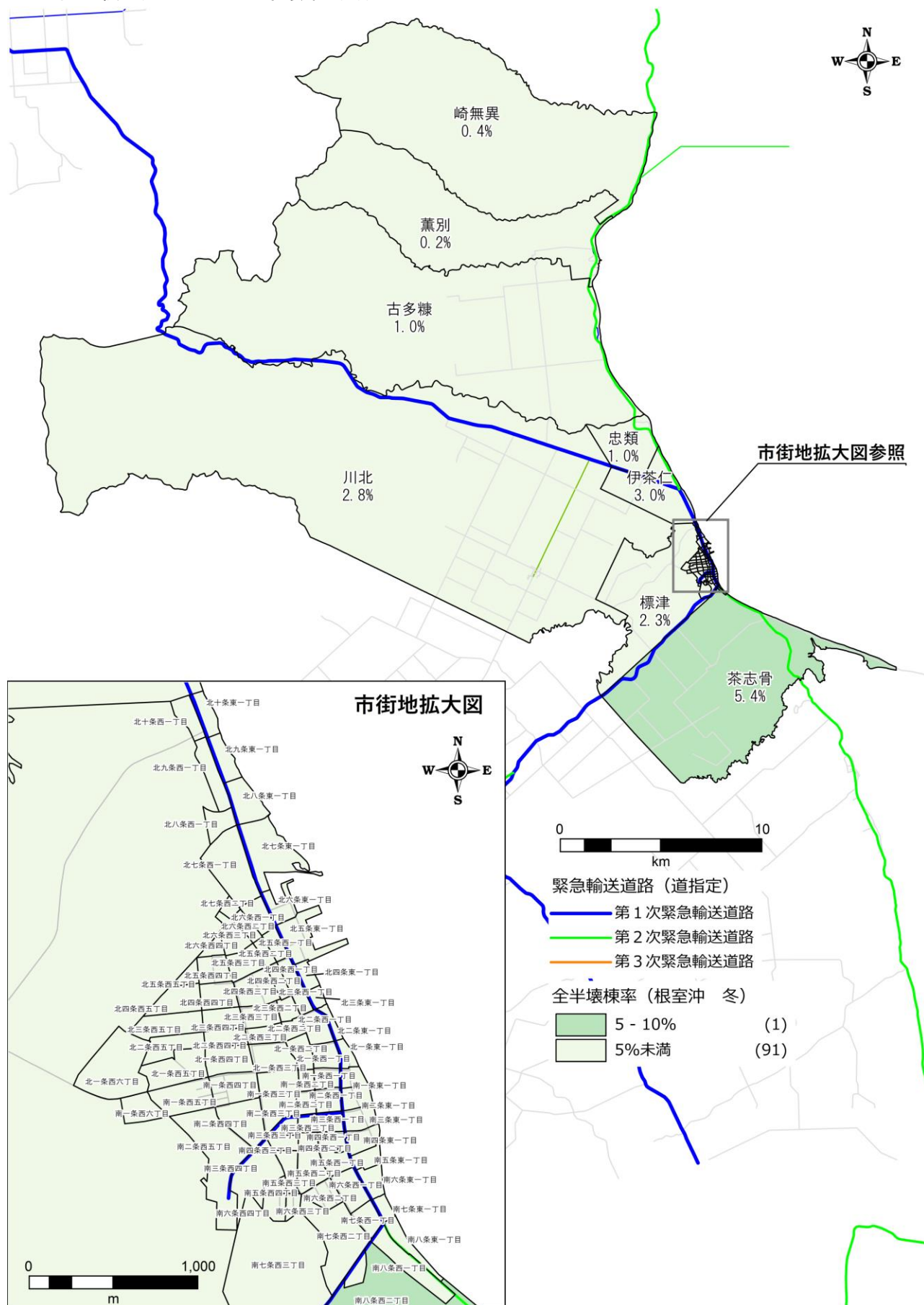


表 根室沖における被害想定（冬）

	字名	建築物数 (棟)	建築物(合計)		全半壊 棟数 (棟)	全半壊率 (%)	死者数	負傷者数		
			全壊棟数	半壊棟数					重傷者数	軽傷者数
1	標津	116	1 未満	2	3	2.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
2	茶志骨	603	5	28	33	5.4%	1 未満	1	1 未満	1
3	伊茶仁	176	1 未満	5	5	3.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
4	忠類	159	1 未満	2	2	1.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
5	薫別	93	1 未満	1 未満	0	0.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
6	崎無異	65	1 未満	1 未満	0	0.4%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
7	川北	1,405	4	35	39	2.8%	1 未満	2	1 未満	2
8	古多糠	519	1 未満	5	5	1.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
9	北一条西一丁目	25	1 未満	1 未満	0	0.6%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
10	北一条西二丁目	31	1 未満	1 未満	0	0.5%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
11	北一条西三丁目	39	1 未満	1 未満	1	1.8%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
12	北一条西四丁目	39	1 未満	1 未満	1	1.4%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
13	北一条西五丁目	24	1 未満	1 未満	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
14	北一条西六丁目	8	1 未満	1 未満	0	0.6%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
15	北二条西一丁目	12	1 未満	1 未満	0	0.4%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
16	北二条西二丁目	4	1 未満	1 未満	0	0.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
17	北二条西三丁目	32	1 未満	1	1	4.5%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
18	北二条西四丁目	4	1 未満	1 未満	0	1.4%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
19	北二条西五丁目	4	1 未満	1 未満	0	0.6%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
20	北三条西一丁目	10	1 未満	1 未満	0	0.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
21	北三条西二丁目	2	1 未満	1 未満	0	0.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
22	北三条西三丁目	37	1 未満	1	1	3.5%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
23	北三条西四丁目	0	1 未満	1 未満	0	—	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
24	北三条西五丁目	0	1 未満	1 未満	0	—	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
25	北四条西一丁目	35	1 未満	1 未満	0	0.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
26	北四条西二丁目	11	1 未満	1 未満	0	0.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
27	北四条西三丁目	47	1 未満	1 未満	1	1.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
28	北四条西四丁目	0	1 未満	1 未満	0	—	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
29	北四条西五丁目	0	1 未満	1 未満	0	—	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
30	北五条西一丁目	23	1 未満	1 未満	0	0.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
31	北五条西二丁目	16	1 未満	1 未満	0	0.4%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
32	北五条西三丁目	10	1 未満	1 未満	0	0.4%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
33	北五条西四丁目	22	1 未満	1 未満	0	1.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
34	北五条西五丁目	0	1 未満	1 未満	0	—	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
35	北六条西一丁目	31	1 未満	1 未満	0	0.4%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
36	北六条西二丁目	19	1 未満	1 未満	0	0.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
37	北六条西三丁目	1	1 未満	1 未満	0	1.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
38	北六条西四丁目	0	1 未満	1 未満	0	—	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
39	北七条西一丁目	19	1 未満	1 未満	1	4.4%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
40	北七条西二丁目	12	1 未満	1 未満	0	0.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
41	北八条西一丁目	2	1 未満	1 未満	0	0.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
42	北九条西一丁目	16	1 未満	1 未満	0	1.4%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
43	北十条西一丁目	12	1 未満	1 未満	0	0.5%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
44	南一条東一丁目	13	1 未満	1 未満	0	0.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
45	南二条東一丁目	30	1 未満	1 未満	0	0.6%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
46	南三条東一丁目	32	1 未満	1 未満	0	0.4%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
47	南四条東一丁目	35	1 未満	1 未満	0	0.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
48	南五条東一丁目	8	1 未満	1 未満	0	0.7%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
49	南六条東一丁目	17	1 未満	1 未満	0	0.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満

	字名	建築物数 (棟)	建築物(合計)		全半壊 棟数 (棟)	全半壊率 (%)	死者数	負傷者数		
			全壊棟数	半壊棟数					重傷者数	軽傷者数
50	南七条東一丁目	10	1 未満	1 未満	0	0.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
51	南八条東一丁目	19	1 未満	1 未満	0	0.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
52	南一条西一丁目	37	1 未満	1 未満	0	0.4%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
53	南一条西二丁目	1	1 未満	1 未満	0	0.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
54	南一条西三丁目	8	1 未満	1 未満	0	2.9%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
55	南一条西四丁目	87	1 未満	2	2	2.7%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
56	南一条西五丁目	34	1 未満	1 未満	1	1.6%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
57	南一条西六丁目	1	1 未満	1 未満	0	0.6%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
58	南二条西一丁目	48	1 未満	1 未満	0	0.5%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
59	南二条西二丁目	11	1 未満	1 未満	0	0.5%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
60	南二条西三丁目	0	1 未満	1 未満	0	—	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
61	南二条西四丁目	5	1 未満	1 未満	0	1.7%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
62	南二条西五丁目	4	1 未満	1 未満	0	0.8%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
63	南三条西一丁目	31	1 未満	1 未満	0	0.4%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
64	南三条西二丁目	18	1 未満	1 未満	0	0.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
65	南三条西三丁目	11	1 未満	1 未満	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
66	南三条西四丁目	3	1 未満	1 未満	0	0.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
67	南四条西一丁目	15	1 未満	1 未満	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
68	南四条西二丁目	22	1 未満	1 未満	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
69	南四条西三丁目	23	1 未満	1 未満	0	0.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
70	南五条西一丁目	27	1 未満	1 未満	0	0.5%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
71	南五条西二丁目	43	1 未満	1 未満	0	0.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
72	南五条西三丁目	21	1 未満	1 未満	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
73	南五条西四丁目	10	1 未満	1 未満	0	0.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
74	南六条西一丁目	33	1 未満	1 未満	0	0.4%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
75	南六条西二丁目	27	1 未満	1 未満	0	0.8%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
76	南六条西三丁目	14	1 未満	1 未満	0	0.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
77	南六条西四丁目	30	1 未満	1 未満	0	0.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
78	南七条西一丁目	31	1 未満	1 未満	0	0.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
79	南七条西二丁目	7	1 未満	1 未満	0	0.4%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
80	南七条西三丁目	1	1 未満	1 未満	0	0.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
81	南八条西一丁目	39	1 未満	1 未満	0	0.5%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
82	南八条西二丁目	3	1 未満	1 未満	0	1.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
83	北一条東一丁目	10	1 未満	1 未満	0	0.5%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
84	北二条東一丁目	14	1 未満	1 未満	0	0.6%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
85	北三条東一丁目	10	1 未満	1 未満	0	0.4%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
86	北四条東一丁目	20	1 未満	1 未満	0	1.6%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
87	北五条東一丁目	12	1 未満	1 未満	0	0.7%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
88	北六条東一丁目	4	1 未満	1 未満	0	0.6%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
89	北七条東一丁目	7	1 未満	1 未満	0	2.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
90	北八条東一丁目	6	1 未満	1 未満	0	0.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
91	北九条東一丁目	21	1 未満	1 未満	0	0.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
92	北十条東一丁目	7	1 未満	1 未満	0	0.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
	町全体	4,603	9	81	100	2.2%	0	6	1	5

※建築物数：町提供資料（固定資産台帳）

iii) 千島海溝における被害想定

千島海溝で冬の場合における字別被害想定をみると、建物の全半壊棟数は茶志骨が 34 棟で最も多く、次いで古多糠が 21 棟、川北が 19 棟であり 3 地区で標津町内の全半壊棟数 115 棟の約 6 割を占めます。

全半壊率をみると、標津、北五条西三丁目、及び茶志骨では 5 %以上となっています。

図 千島海溝における全半壊棟数（冬）

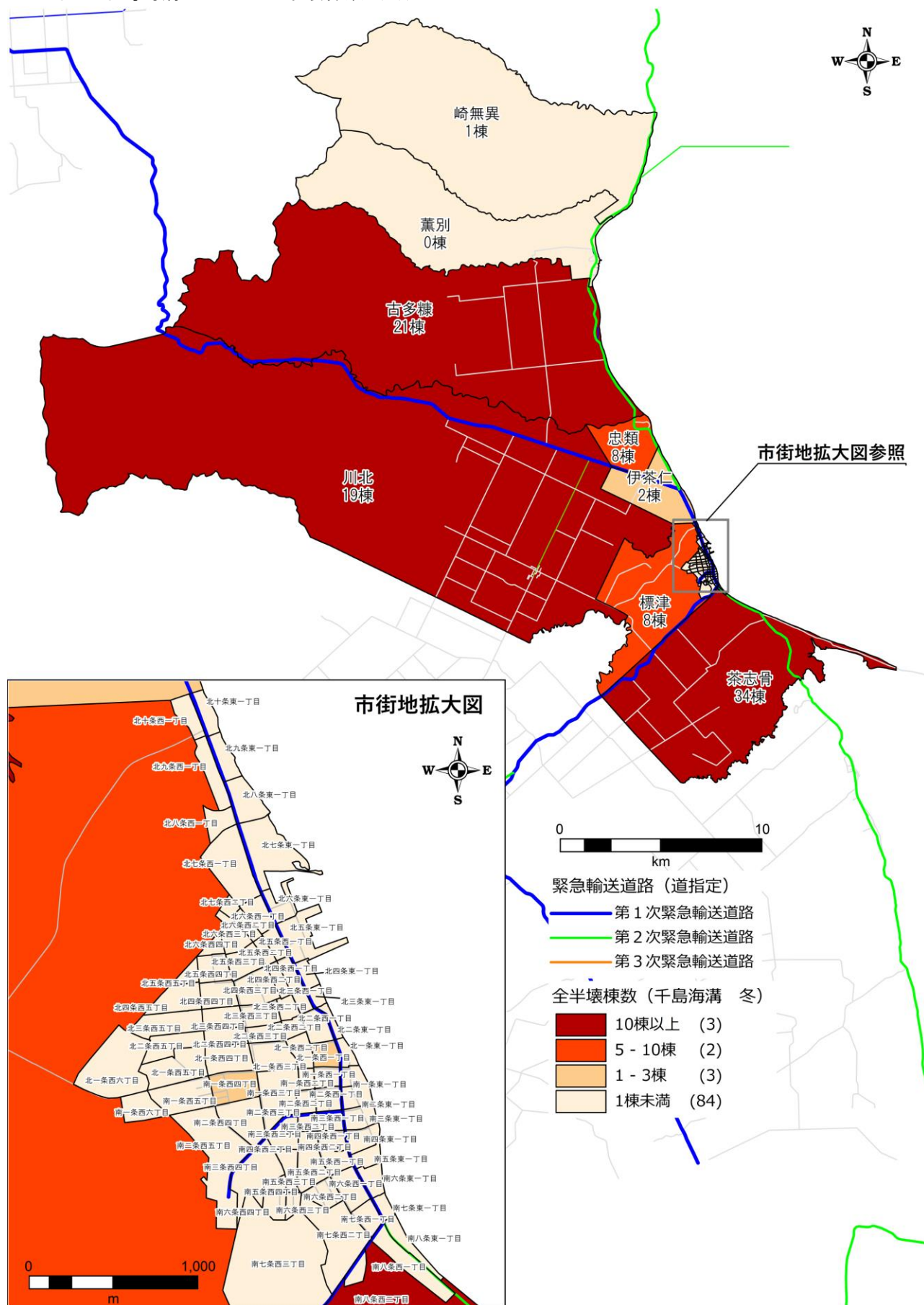


図 千島海溝における全半壊率（冬）

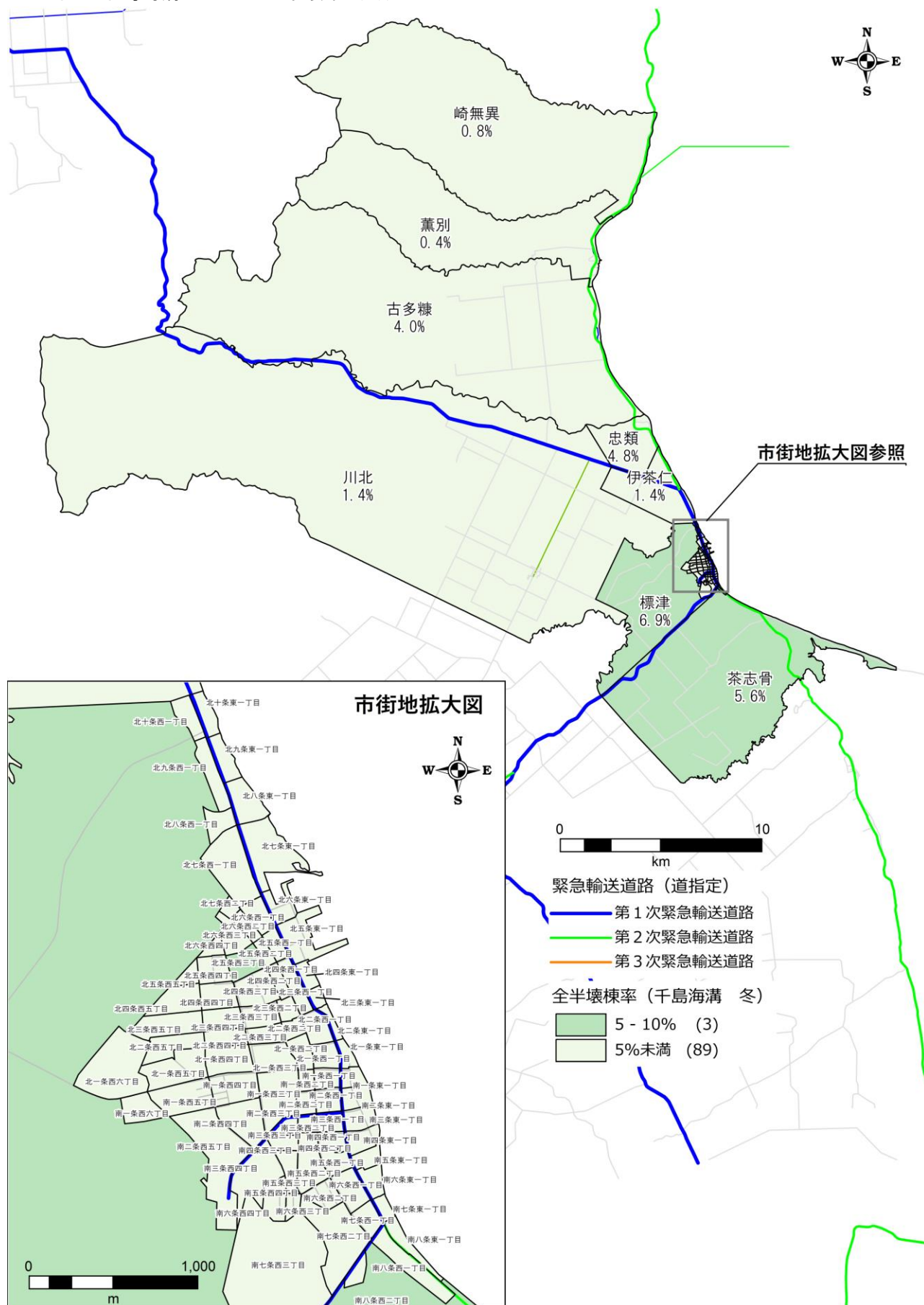


表 千島海溝における被害想定（冬）

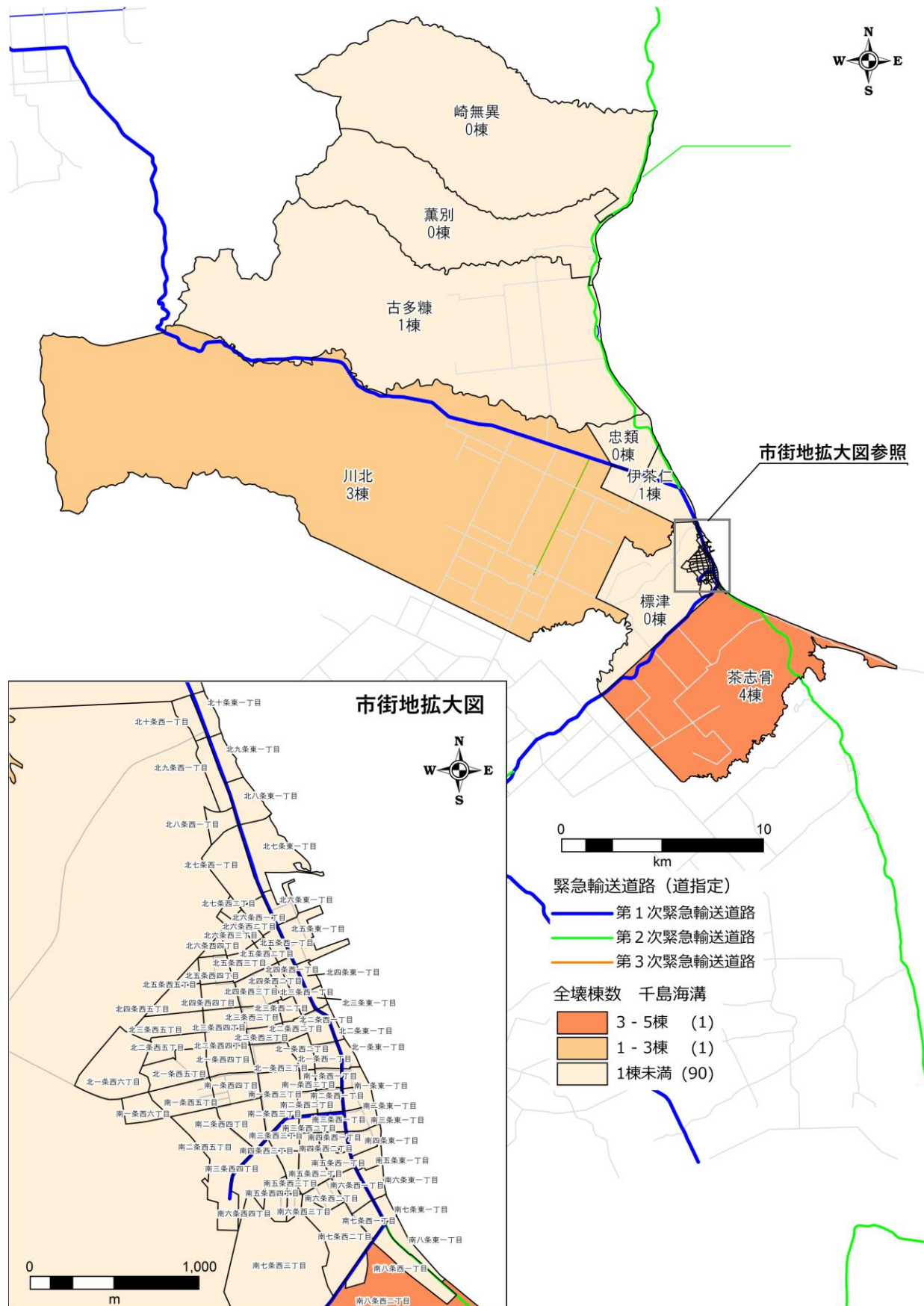
	字名	建築物数 (棟)	建築物(合計)		全半壊 棟数 (棟)	全半壊率 (%)	死者数	負傷者数		
			全壊棟数	半壊棟数					重傷者数	軽傷者数
1	標津	116	2	6	8	6.9%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
2	茶志骨	603	6	28	34	5.6%	1 未満	1	1 未満	1
3	伊茶仁	176	1 未満	2	2	1.4%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
4	忠類	159	1 未満	7	8	4.8%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
5	薫別	93	1 未満	1 未満	0	0.4%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
6	崎無異	65	1 未満	1 未満	1	0.8%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
7	川北	1,405	2	17	19	1.4%	1 未満	1	1 未満	1 未満
8	古多糠	519	3	18	21	4.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
9	北一条西一丁目	25	1 未満	1 未満	1	4.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
10	北一条西二丁目	31	1 未満	1 未満	1	3.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
11	北一条西三丁目	39	1 未満	1 未満	0	0.8%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
12	北一条西四丁目	39	1 未満	1 未満	0	0.8%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
13	北一条西五丁目	24	1 未満	1 未満	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
14	北一条西六丁目	8	1 未満	1 未満	0	0.7%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
15	北二条西一丁目	12	1 未満	1 未満	0	1.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
16	北二条西二丁目	4	1 未満	1 未満	0	1.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
17	北二条西三丁目	32	1 未満	1 未満	1	1.8%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
18	北二条西四丁目	4	1 未満	1 未満	0	0.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
19	北二条西五丁目	4	1 未満	1 未満	0	1.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
20	北三条西一丁目	10	1 未満	1 未満	0	1.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
21	北三条西二丁目	2	1 未満	1 未満	0	1.5%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
22	北三条西三丁目	37	1 未満	1 未満	1	2.7%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
23	北三条西四丁目	0	1 未満	1 未満	0	—	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
24	北三条西五丁目	0	1 未満	1 未満	0	—	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
25	北四条西一丁目	35	1 未満	1 未満	1	2.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
26	北四条西二丁目	11	1 未満	1 未満	0	0.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
27	北四条西三丁目	47	1 未満	1 未満	1	1.4%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
28	北四条西四丁目	0	1 未満	1 未満	0	—	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
29	北四条西五丁目	0	1 未満	1 未満	0	—	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
30	北五条西一丁目	23	1 未満	1 未満	1	3.5%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
31	北五条西二丁目	16	1 未満	1 未満	1	4.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
32	北五条西三丁目	10	1 未満	1 未満	1	5.7%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
33	北五条西四丁目	22	1 未満	1 未満	0	0.7%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
34	北五条西五丁目	0	1 未満	1 未満	0	—	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
35	北六条西一丁目	31	1 未満	1 未満	1	2.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
36	北六条西二丁目	19	1 未満	1 未満	0	2.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
37	北六条西三丁目	1	1 未満	1 未満	0	3.8%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
38	北六条西四丁目	0	1 未満	1 未満	0	—	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
39	北七条西一丁目	19	1 未満	1 未満	0	2.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
40	北七条西二丁目	12	1 未満	1 未満	0	1.7%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
41	北八条西一丁目	2	1 未満	1 未満	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
42	北九条西一丁目	16	1 未満	1 未満	0	2.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
43	北十条西一丁目	12	1 未満	1 未満	0	0.7%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
44	南一条東一丁目	13	1 未満	1 未満	0	1.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
45	南二条東一丁目	30	1 未満	1 未満	1	2.5%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
46	南三条東一丁目	32	1 未満	1 未満	1	1.9%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
47	南四条東一丁目	35	1 未満	1 未満	1	1.6%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
48	南五条東一丁目	8	1 未満	1 未満	0	2.5%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
49	南六条東一丁目	17	1 未満	1 未満	0	1.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満

	字名	建築物数 (棟)	建築物(合計)		全半壊 棟数 (棟)	全半壊率 (%)	死者数	負傷者数		
			全壊棟数	半壊棟数					重傷者数	軽傷者数
50	南七条東一丁目	10	1 未満	1 未満	0	1.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
51	南八条東一丁目	19	1 未満	1 未満	0	1.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
52	南一条西一丁目	37	1 未満	1 未満	0	0.8%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
53	南一条西二丁目	1	1 未満	1 未満	0	0.5%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
54	南一条西三丁目	8	1 未満	1 未満	0	1.5%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
55	南一条西四丁目	87	1 未満	1	1	1.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
56	南一条西五丁目	34	1 未満	1 未満	0	1.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
57	南一条西六丁目	1	1 未満	1 未満	0	0.6%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
58	南二条西一丁目	48	1 未満	1 未満	1	1.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
59	南二条西二丁目	11	1 未満	1 未満	0	1.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
60	南二条西三丁目	0	1 未満	1 未満	0	—	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
61	南二条西四丁目	5	1 未満	1 未満	0	1.6%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
62	南二条西五丁目	4	1 未満	1 未満	0	0.9%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
63	南三条西一丁目	31	1 未満	1 未満	1	1.9%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
64	南三条西二丁目	18	1 未満	1 未満	0	1.4%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
65	南三条西三丁目	11	1 未満	1 未満	0	0.4%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
66	南三条西四丁目	3	1 未満	1 未満	0	0.6%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
67	南四条西一丁目	15	1 未満	1 未満	0	0.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
68	南四条西二丁目	22	1 未満	1 未満	0	0.5%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
69	南四条西三丁目	23	1 未満	1 未満	0	1.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
70	南五条西一丁目	27	1 未満	1 未満	0	1.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
71	南五条西二丁目	43	1 未満	1 未満	0	0.9%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
72	南五条西三丁目	21	1 未満	1 未満	0	0.5%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
73	南五条西四丁目	10	1 未満	1 未満	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
74	南六条西一丁目	33	1 未満	1 未満	0	1.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
75	南六条西二丁目	27	1 未満	1 未満	1	2.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
76	南六条西三丁目	14	1 未満	1 未満	0	0.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
77	南六条西四丁目	30	1 未満	1 未満	0	0.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
78	南七条西一丁目	31	1 未満	1 未満	0	1.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
79	南七条西二丁目	7	1 未満	1 未満	0	1.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
80	南七条西三丁目	1	1 未満	1 未満	0	0.6%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
81	南八条西一丁目	39	1 未満	1 未満	1	1.4%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
82	南八条西二丁目	3	1 未満	1 未満	0	2.3%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
83	北一条東一丁目	10	1 未満	1 未満	0	1.7%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
84	北二条東一丁目	14	1 未満	1 未満	0	3.2%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
85	北三条東一丁目	10	1 未満	1 未満	0	3.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
86	北四条東一丁目	20	1 未満	1 未満	0	1.9%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
87	北五条東一丁目	12	1 未満	1 未満	0	0.8%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
88	北六条東一丁目	4	1 未満	1 未満	0	4.1%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
89	北七条東一丁目	7	1 未満	1 未満	0	3.6%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
90	北八条東一丁目	6	1 未満	1 未満	0	0.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
91	北九条東一丁目	21	1 未満	1 未満	0	0.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
92	北十条東一丁目	7	1 未満	1 未満	0	0.0%	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
	町全体	4,603	12	80	115	2.5%	0	6	1	5

※建築物数：町提供資料（固定資産台帳）

(参考) 千島海溝における被害想定(冬深夜): 道提供資料に基づく

(参考) 千島海溝における全壊棟数



※千島海溝は道提供資料に基づく、冬深夜の被害想定結果

(参考) 千島海溝における被害想定(冬深夜) : 道提供資料に基づく

	地区名	建築物数 (棟)	全壊棟数 (棟)	死者数	負傷者数		倒壊	転倒
					倒壊	転倒		
1	標津	78	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
2	茶志骨	556	4	0	1 未満	1 未満	1	1 未満
3	伊茶仁	215	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
4	忠類	135	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
5	薫別	93	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
6	崎無異	62	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
7	川北	1,166	3	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
8	古多糠	437	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
9	北一条西一丁目	26	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
10	北一条西二丁目	10	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
11	北一条西三丁目	27	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
12	北一条西四丁目	31	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
13	北一条西五丁目	18	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
14	北一条西六丁目	8	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
15	北二条西一丁目	19	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
16	北二条西二丁目	5	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
17	北二条西三丁目	13	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
18	北二条西四丁目	9	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
19	北二条西五丁目	4	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
20	北三条西一丁目	10	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
21	北三条西二丁目	10	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
22	北三条西三丁目	24	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
23	北三条西四丁目	17	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
24	北三条西五丁目	3	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
25	北四条西一丁目	10	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
26	北四条西二丁目	20	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
27	北四条西三丁目	14	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
28	北四条西四丁目	8	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
29	北四条西五丁目	2	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
30	北五条西一丁目	18	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
31	北五条西二丁目	9	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
32	北五条西三丁目	12	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
33	北五条西四丁目	13	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
34	北五条西五丁目	4	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
35	北六条西一丁目	12	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
36	北六条西二丁目	10	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
37	北六条西三丁目	14	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
38	北六条西四丁目	3	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
39	北七条西一丁目	15	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
40	北七条西二丁目	8	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
41	北八条西一丁目	4	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
42	北九条西一丁目	8	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
43	北十条西一丁目	10	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
44	南一条東一丁目	10	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
45	南二条東一丁目	29	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
46	南三条東一丁目	29	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
47	南四条東一丁目	15	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
48	南五条東一丁目	25	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
49	南六条東一丁目	25	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
50	南七条東一丁目	13	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
51	南八条東一丁目	13	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
52	南一条西一丁目	14	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
53	南一条西二丁目	8	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
54	南一条西三丁目	20	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満

	地区名	建築物数 (棟)	全壊棟数 (棟)	死者数	負傷者		数	倒壊	転倒
					倒壊	転倒			
55	南一条西四丁目	32	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
56	南一条西五丁目	23	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
57	南一条西六丁目	2	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
58	南二条西一丁目	32	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
59	南二条西二丁目	22	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
60	南二条西三丁目	8	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
61	南二条西四丁目	12	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
62	南二条西五丁目	21	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
63	南三条西一丁目	18	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
64	南三条西二丁目	29	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
65	南三条西三丁目	16	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
66	南三条西四丁目	19	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
67	南四条西一丁目	4	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
68	南四条西二丁目	12	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
69	南四条西三丁目	10	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
70	南五条西一丁目	13	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
71	南五条西二丁目	27	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
72	南五条西三丁目	15	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
73	南五条西四丁目	8	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
74	南六条西一丁目	20	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
75	南六条西二丁目	16	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
76	南六条西三丁目	8	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
77	南六条西四丁目	10	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
78	南七条西一丁目	22	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
79	南七条西二丁目	27	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
80	南七条西三丁目	6	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
81	南八条西一丁目	16	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
82	南八条西二丁目	3	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
83	北一条東一丁目	17	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
84	北二条東一丁目	15	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
85	北三条東一丁目	8	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
86	北四条東一丁目	13	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
87	北五条東一丁目	7	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
88	北六条東一丁目	15	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
89	北七条東一丁目	7	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
90	北八条東一丁目	3	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
91	北九条東一丁目	9	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
92	北十条東一丁目	7	1 未満	0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
町全体		3,919	10	0	0	0	10	4	6

※建築物数は、メッシュ単位で提供されており、1つのメッシュが複数の地区がまたがっている場合、
按分しているため、合計が一致しない。

3 住宅・建築物の耐震化の現況

(1) 住宅の耐震化の状況

住宅の耐震化の現況は、北海道耐震改修促進計画（令和 3 年 4 月）と同様の方法で推計します。北海道耐震改修促進計画では、昭和 57 年以降に建設された住宅は耐震性を有しているものとし、さらに昭和 56 年以前の建設であっても、耐震診断の結果から一定程度は耐震性を有するものと想定して耐震化率を推計しています。

標津町では、民間住宅 2,057 棟のうち、昭和 57 年以降建設が 1,091 棟（53.0%）、昭和 56 年以前建設が 966 棟（47.0%）となっています。

昭和 56 年以前建設の民間住宅 966 棟のうち、戸建住宅の 47%（446 棟）、共同住宅の 63%（10 棟）※が耐震性を有するものと想定すると、昭和 57 年以降建設の 1,091 棟と合わせて合計 1,547 棟（75.2%）が耐震性を有する住宅棟数と想定されます。

平成 31 年 2 月に策定された前回計画では、令和 2 年度までに住宅の耐震化率を 95% とすることを目標としており、さらなる耐震化の促進が必要です。

表 町内住宅の耐震化現状推計

（単位：棟）

建て方	総数 a (=b+e)	昭和 56 年 以前 b	耐震性が 不十分 c (=b-d)	耐震性有 棟数※ d (=b*0.47) d (=b*0.63)	昭和 57 年 以降 e	耐震性有 住宅棟数 f (=d+e)	耐震化率 g (=f/a)
戸建	1,952	950	504	446	1,002	1,448	74.2%
共同	105	16	6	10	89	99	94.3%
合計	2,057	966	510	456	1,091	1,547	75.2%

資料：R6 固定資産台帳により算出

※北海道耐震改修促進計画（R3 年 4 月）に合わせ、昭和 56 年以前建設戸建住宅の 47%、共同住宅の 63%を耐震性有とした。

(2) 特定建築物

耐震改修促進法に規定する特定建築物は 11 棟あり、多数利用建築物が 6 棟、危険物貯蔵等建築物が 2 棟、避難路沿道建築物は 3 棟です。

多数利用建築物は公共建築物が 5 棟、民間建築物が 1 棟該当します。

公共建築物の 5 棟は全て、安全性の向上が特に必要な建築物に該当しますが、1 棟（標津中学校）は耐震性が満たされているとともに、3 棟（標津小学校、川北小学校、役場庁舎）は耐震改修を実施済みとなっています。

危険物貯蔵等建築物及び避難路沿道建築物は全て民間建築物となっています。

表 特定建築物の棟数

(単位：棟)

建築物の種類	特定建築物（法第 14 条） （昭和 56 年以前建設）			安全の向上が特に必要な 建築物（法第 15 条）			耐震診断義務付け対象 建築物（法附則第 3 条）		
		耐震性 あり	耐震性 不十分		耐震性 あり	耐震性 不十分		耐震性 あり	耐震性 不十分
多数利用建築物	6	4	2	5	4	1	0	0	0
うち公共施設	5	4	1	5	4	1	0	0	0
うち民間施設	1	0	1	－	－	－	－	－	－
危険物貯蔵等建築物	2	0	2	0	0	0	0	0	0
うち公共施設	0	－	－	－	－	－	－	－	－
うち民間施設	2	0	2	－	－	－	－	－	－
避難路沿道建築物	3	0	3	0	0	0	0	0	0
うち公共施設	0	－	－	－	－	－	－	－	－
うち民間施設	3	0	3	－	－	－	－	－	－
合計	11	4	7	5	4	1	0	0	0

特定建築物は、耐震改修促進法第 14 条の第 1 号から 3 号までに以下のように分類された既存耐震不適格建築物（昭和 56 年以前の旧耐震基準で建てられた建築物）です。

耐震改修促進法第 14 条では、特定既存耐震不適格建築物の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。

また、耐震改修促進法第 15 条第 2 項では、上記のうち地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定める規模以上のものについて、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、該当建築物の所有者に対して必要な指示をすることができるとされています。

表 特定建築物の概要（耐震改修促進法第 14 条第 1 号～3 号）

該当	区分	内容
1 号	多数の者が利用する建築物 （以下、多数利用建築物）	学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
2 号	危険物の貯蔵場又は処理場の 用途に供する建築物 （以下、危険物貯蔵等建築物）	火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
3 号	地震時に通行を確保すべき沿 道建築物 （以下、避難路沿道建築物）	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

(参考) 特定建築物 1 号の一覧

	用 途	名 称	建築年	構造	耐震性	総床面積	該当床面積	階数	多数利用	安全の向上が特に必要	耐震診断義務付け対象
公共	学校	標津小学校	S44	RC	有	4,595	2,773	2	○	○	—
		川北小学校	S47	RC	有	2,792	2,266	2	○	○	—
		標津中学校	S44	RC	有	3,790	1,664	2	○	○	—
	体育館	標津町総合体育館	S51	S	無	2,333	2,333	2	○	○	—
	公益上必要な建築物	役場本庁舎	S53	RC	有	3,000	3,000	3	○	○	—
民間	事務所		S53	RC一部 S	不明	2,632	2,632	3	○	—	—
合 計		6 棟									

※学校については、体育館を含めた 1 施設を 1 棟としている。

表 耐震改修促進法第 14 条第 1 号に規定する多数利用建築物となる要件

用途		多数利用建築物 (法第 14 条)	安全性の向上が 特に必要な建築物 (法第 15 条)	耐震診断義務付け 対象建築物 (法附則第 3 条)
学校	小学校、中学校、中等教育学校 の前期課程、特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上（屋 内運動場の面積 を含む。）	階数 2 以上かつ 1,500 ㎡以上（屋 内運動場の面積 を含む。）	階数 2 以上かつ 3,000 ㎡以上（屋内 運動場の面積を含 む。）
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 1 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 1 以上かつ 5,000 ㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これ らに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会所、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む 店舗		階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上	
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿 事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福 祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 2 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 2 以上かつ 5,000 ㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者 福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数 2 以上かつ 500 ㎡以上	階数 2 以上かつ 750 ㎡以上	階数 2 以上かつ 1,500 ㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに 類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供す る建築物を除く）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着 場を構成する建築物で、旅客の乗降又は待合い の用に供するもの			階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留 又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必 要な建築物				

表 耐震改修促進法第 14 条第 2 号に規定する危険物貯蔵等建築物の要件

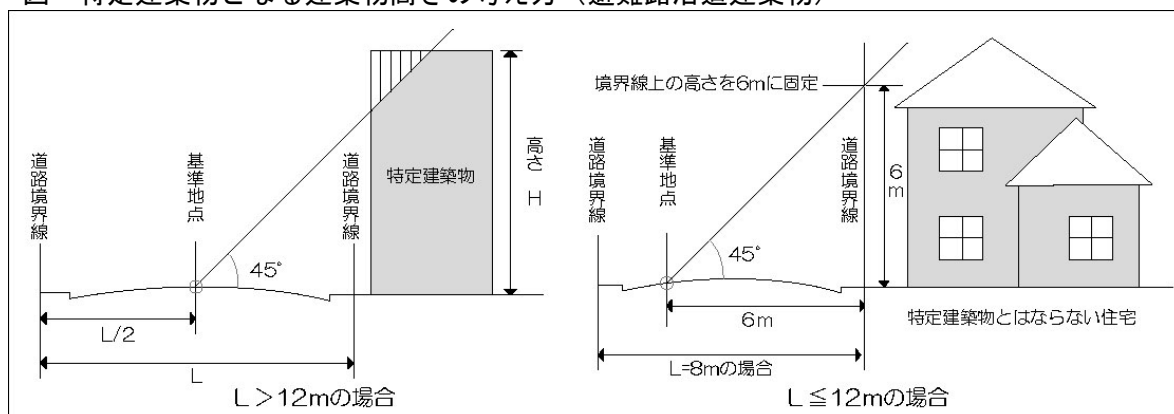
危険物の種類	危険物の数量	安全性の向上が特に必要な建築物（法第 15 条）	耐震診断義務付け対象建築物（法附則第 3 条）
① 火薬類（法律で規定） イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 ニ 銃用雷管 ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 ヘ 導爆線又は導火線 ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 チ その他火薬を使用した火工品 その他爆薬を使用した火工品	10 t 5 t 50 万個 500 万個 5 万個 500 km 2 t 10 t 5 t	階数 1 以上かつ 500 ㎡以上	階数 1 以上かつ 5,000 ㎡以上（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
② 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量		
③ 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性個体類	可燃性固体類 30 t		
④ 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類	可燃性液体類 20 ㎡		
⑤ マッチ	300 マッチトン※		
⑥ 可燃性のガス（⑦及び⑧を除く）	2 万 ㎡		
⑦ 圧縮ガス	20 万 ㎡		
⑧ 液化ガス	2,000 t		
⑨ 毒物及び劇薬取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）	20 t		
⑩ 毒物及び劇薬取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	200 t		

※マッチトン：マッチの計量単位で、1 マッチトンは、並型マッチ（56×36×17 mm）で 7,200 個

避難路沿道建築物は、その高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ定める距離を加えたものを超える建築物としています。

- ・幅員 12 m 以下の場合 6 m + 前面道路までの水平距離
- ・幅員 12 m を超える場合 前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離 + 前面道路までの水平距離

図 特定建築物となる建築物高さの考え方（避難路沿道建築物）



(3) 多数利用建築物

標津町内の多数利用建築物は10棟あり、昭和56年以前建設が6棟、昭和57年以降建設が4棟となっています。昭和56年以前建設のうち、耐震性を有している建築物は学校の3棟及び役場庁舎であり、多数利用建築物の耐震化率は80.0%となっています。

前回計画では、令和2年度までに多数利用建築物の耐震化率を95%とすることを目標としていました。耐震化率は平成30年度(計画当初)の70.0%から令和6年度では80.0%となり、10%増加しましたが、更なる耐震化が求められています。

表 多数利用建築物の耐震化状況

(単位：棟)

所有	用途	多数利用 建築物 総数 A	S56年以前 建築物 B	うち耐震 性あり C	S57年以降 建築物 D	耐震性有 建築物数 E=C+D	耐震化率 F=E/A
公共	学校	4	3	3	1	4	100.0%
	体育館	1	1	0	0	0	0.0%
	公益上必要な建築物	1	1	1	0	1	100.0%
	公共建築物 計	6	5	4	1	5	83.3%
民間	集合住宅	2	0	—	2	2	100.0%
	事務所	1	1	—	0	0	0.0%
	工場	1	0	—	1	1	100.0%
	民間建築物 計	4	1	0	3	3	75.0%
合計		10	6	4	4	8	80.0%

※学校については、体育館を含めた1施設を1棟としている。

表 多数利用建築物の一覧

	耐震区分	名称	建築年	構造	耐震性	総 床面積	該当 床面積	階数	特定 建築物 1号	安全の 向上が 特に 必要	耐震診断 義務付け 対象
公共	昭和 56 年以前	標津小学校	S44	RC	有	4,595	2,773	2	○	○	－
		川北小学校	S47	RC	有	2,792	2,266	2	○	○	－
		標津中学校	S44	RC	有	3,790	1,664	2	○	○	－
		標津町総合体育館	S51	S 造	無	2,333	2,333	2	○	○	－
		役場本庁舎	S53	RC	有	3,000	3,000	3	○	○	－
	昭和 57 年以降	川北中学校	H11	RC	有	3,548	3,548	2	－	－	－
公共建築物 計		6 棟									
民間	昭和 56 年以前	事務所	S53	RC	不明	2,632	2,632	3	○	－	－
	昭和 57 年以降	集合住宅 1	H6	RC	有	1,188	1,188	4	－	－	－
		集合住宅 2	H6	RC	有	1,188	1,188	4	－	－	－
		工場	H2	S	有	1,099	1,099	3	－	－	－
民間建築物 計		4 棟									
合計		10 棟									

（４）町が所有する公共建築物の耐震化の状況

標津町が所有する公共建築物は 277 棟※あり、耐震化率は 79.4%です。

昭和 56 年以前の建築物は 131 棟、全体の 47.3%であり、このうち耐震性を有する建築物は 74 棟（昭和 56 年以前の 56.5%）となっています。

表 町が所有する公共建築物の耐震化状況

（単位：棟）

用途分類		木 造		非木造		合 計				耐震化率
		S56 以前	S57 以降	S56 以前	S57 以降	S56 以前	うち 耐震 性有	S57 以降		
学校	こども園		1	1		1	1	1	2	100.0%
	小学校			2		2	2		2	100.0%
	中学校			1	1	1	1	1	2	100.0%
	小計		1 16.7%	4 66.7%	1 16.7%	4 66.7%	4 66.7%	2 33.3%	6 100.0%	100.0%
社会福祉施設	老人福祉施設	1	2		1	1		3	4	75.0%
	小計	1 25.0%	2 50.0%		1 25.0%	1 25.0%		3 75.0%	4 100.0%	75.0%
観光施設	保養所	1		1		2			2	0.0%
	観光施設		2		3			5	5	100.0%
	小計	1 14.3%	2 28.6%	1 14.3%	3 42.9%	2 28.6%		5 71.4%	7 100.0%	71.4%
町有住宅	公営住宅	0	20	57	24	57	57	44	101	100.0%
	町営住宅	0	0	9	1	9	9	1	10	100.0%
	教職員住宅等	29	49	2	0	31	0	49	80	61.3%
	小計	29 15.2%	69 36.1%	68 35.6%	25 13.1%	97 50.8%	66 34.6%	94 49.2%	191 100.0%	83.8%
その他	官公署施設	3	0	1	2	4	1	2	6	50.0%
	文化施設	4	4	3	5	7	1	9	16	62.5%
	スポーツ施設	1	4	3	3	4	0	7	11	63.6%
	住民センター	3	14	0	1	3	0	15	18	83.3%
	その他	0	5	5	3	5	0	8	13	61.5%
	閉校・閉鎖中	0	1	4	0	4	2	1	5	60.0%
小計		11 15.9%	28 40.6%	16 23.2%	14 20.3%	27 39.1%	4 5.8%	42 60.9%	69 100.0%	66.7%
合計		42 15.2%	102 36.8%	89 32.1%	44 15.9%	131 47.3%	74 26.7%	146 52.7%	277 100.0%	79.4%

※学校は体育館を含めた 1 施設を 1 棟、渡り廊下等連結した棟は 1 棟としている。

3章 住宅・建築物の耐震化に係る目標

1 住宅・建築物の耐震化目標

災害時における住宅・建築物の被害軽減及び人的被害の軽減のためには、昭和 56 年 6 月以前のいわゆる旧耐震基準により建設された住宅・建築物について、現行の耐震基準に適合した十分な耐震性が確保されているかを調査し、倒壊の危険のある住宅・建築物については、耐震改修や建替を行うことが必要です。

標津町では、これまで平成 19 年度、平成 30 年度に策定された本計画に基づき耐震化の促進を図る各種施策を推進しましたが、新たな耐震化の目標値を定めて各種施策を推進し、住宅・建築物の耐震化の推進を図ります。

国においては、令和 7 年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物についておおむね解消するとともに、令和 12 年までに耐震性が不十分な住宅についてもおおむね解消することを目標としています。

北海道においては、令和 7 年度までに、住宅について耐震化率を少なくとも 95%（令和 12 年度までにおおむね解消）、また、多数利用建築物、耐震診断義務付け対象建築物についておおむね解消することを目標としています。

標津町における住宅及び多数利用建築物の耐震化の目標も、これに準じ令和 12 年でおおむね解消することとします。（耐震診断義務付け対象建築物は町内に該当無し）

また、標津町が所有する公共建築物については、できる限り耐震化に努めることとします。

表 住宅・多数利用建築物の耐震化目標

	現 状	令和 12 年目標
住 宅※	75.2%	概ね解消
多数利用建築物	80.0%	概ね解消
耐震診断義務付け対象建築物	（該当無し）	—

※民間住宅

2 耐震化に向けた取組方針

(1) 住宅の耐震化に向けた耐震改修等必要数

令和6年度時点における民間住宅の耐震化率は75.2%です。

目標である耐震性が不十分な住宅のおおむね解消に向けた耐震改修等の必要数については、令和12年度における住宅総数を設定した上で算出します。

令和12年度の住宅数※は、これまでの新築・除却傾向を踏まえ2,099棟と設定します。

耐震性が不十分な住宅のおおむね解消に向けては、2,099棟のうち全てが耐震性を有する必要がある、耐震性が不十分である昭和56年以前の住宅のうち、468棟において耐震改修等の対応が必要となります。

表 R12年度の目標達成に向けた耐震化必要棟数

(単位：棟)

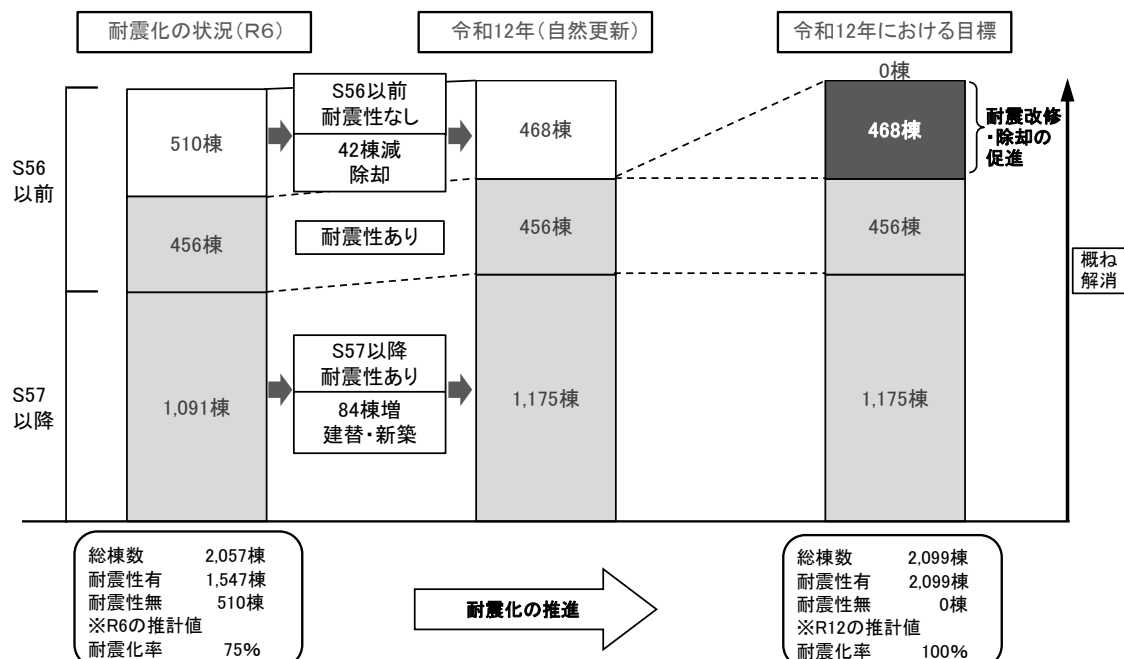
	R6年度	自然増減 (R7⇒R12)	R12年度 [自然更新]	耐震化 必要棟数	R12年度 [目標]
S56以前建設	966	-42	924		924
耐震性有り	456		456		456
耐震性改修実施			0	468	468
耐震性不十分	510	-42	468	-468	0
S57以降建設	1,091	84	1,175		1,175
合 計	2,057	42	2,099		2,099
耐震性満たす	1,547		1,631		2,099
耐震化率	75%		78%		100%

増減

※1 減失：H19-R6の除却棟数平均7棟/年×6年（H19：S56以前1,099棟（漁業者住宅含む）－R6：S56以前966棟／18）

※2 建設：H19-R6の着工棟数平均14棟/年×6年（H19：S57以降835棟－R6：S57以降1,091棟／18）

図 R12年度の目標達成に向けた耐震化必要棟数



※令和 12 年度における住宅数の設定

- 標津町の民間住宅数は平成 19 年度（計画当初）の 1,934 戸（漁業者住宅を含む）から令和 6 年度では 2,057 棟となっています。
- 昭和 56 年以前の住宅は平成 19 年度から令和 6 年度までの 18 か年で 133 棟（約 7 棟/年）減少、昭和 57 年以降の住宅は同 18 か年で 256 棟（約 14 棟/年）増加しています。
- 上記から本計画では、令和 7 年度から令和 12 年度までの 6 か年で 84 棟（14 棟/年）が新築、42 棟（7 棟/年）が除却されると想定し、令和 12 年度の住宅数を算出します。また、除却される住宅は耐震性が不十分な S56 年以前の住宅のみと想定します。

（参考）住宅数の比較
(H19/R6)

	S56 年以前建設	S57 以降建設	計
前々回計画 (H19)	1,099	835	1,934
現 状 (R6)	966	1,091	2,057
18 か年の増減	-133	256	123
18 か年の平均	-7	14	7

（２）多数利用建築物の耐震化に向けた耐震改修等必要数

令和 6 年度時点の多数利用建築物は 10 棟あり、現時点の耐震化率は 80.0%です。目標の達成に向けては、耐震性が不十分である 2 棟全ての耐震化等が必要となります。耐震性が不十分である 2 棟のうち 1 棟が公共建築物であり、標津町総合体育館となっています。

標津町総合体育館については、耐震改修もしくは改築に向けて検討を進めます。

民間建築物 1 棟については、所有者に対して耐震化に向けた情報提供を行い、耐震化を促進します。

表 多数利用建築物のうち耐震化が必要な施設【公共施設】

名称	建築年	構造	総床面積	階数	取組方針
標津町総合体育館	S51	RC	2,333	2	耐震改修、若しくは改築（予定）

(3) 町が所有する公共建築物の耐震化に向けた取組方針

標津町地域防災計画において、避難所に指定されている耐震性が不十分な公共建築物について、耐震化に努めていきます。

表 町が所有する避難施設（多数利用建築物との重複除く）の耐震化率

総数 A	S56 年以前 建築物 B	うち耐震 性あり C	S57 年以降 建築物 D	耐震性有 建築物数 E=C+D	耐震化率 F=E/A
16	4	0	12	12	75.0%

表 町が所有する避難施設一覧

名称	所在地	構造	建築年	耐震性	床面積	多数利用 建築物
茶志骨生活館	字茶志骨	木造	2023	○	151	
茶志骨生活改善センター	字茶志骨	木造	1972		179	
茶志骨コミュニティセンター	字茶志骨	木造	1985	○	570	
役場本庁舎	北二条西 1 丁目	非木造	1978	◎	3,000	○
標津小学校	南一条西 3 丁目	非木造	1969	◎	4,595	○
標津中学校	南一条西 3 丁目	非木造	1969	◎	3,790	○
標津町文化ホール	南一条西 2 丁目	非木造	1986	○	1,168	
標津町総合体育館	南二条西 4 丁目	非木造	1976		2,333	○
鳩ヶ丘体育館	南三条西 4 丁目	非木造	1985	○	733	
標津サーモン科学館	北一条西 6 丁目	非木造	1991	○	2,326	
標津町生涯学習センター	南一条西 5 丁目	非木造	1996	○	2,990	
保健福祉センター	北一条西 5 丁目	非木造	1997	○	2,460	
伊茶仁生活館	字伊茶仁	木造	1997	○	174	
忠類生活館	字忠類	木造	1975		349	
忠類避難所	字忠類	木造	2000	○	69	
古多糠コミュニティセンター	字古多糠	木造	1995	○	463	
北標津体育館	字川北	非木造	1977		706	
川北小学校	字川北	非木造	1972	◎	2,792	○
川北中学校	字川北	非木造	1999	○	3,548	○
川北地域交流センター	字川北	木造	1992	○	331	
川北生涯学習センター	字川北	非木造	1970		381	
川北体育館	字川北	非木造	1992	○	852	

※○：新耐震基準（昭和 57 年以降）で建てられた施設

◎：耐震診断結果もしくは耐震改修により耐震性が満たされている施設

4章 住宅・建築物の耐震化促進に向けた基本的方向

1 耐震化に向けた各主体の役割

標津町における住宅・建築物の耐震改修を推進していくためには、住宅や建築物の所有者や建築関連事業者の理解と協力が不可欠であることから、耐震化の促進に向けて、標津町の役割のほか、所有者及び建築関係事業者の役割を定めます。

(1) 町の役割

標津町は、住民に最も身近な基礎自治体として、地域の実情に応じた耐震化の推進に向けた普及啓発、環境整備等の施策を主体的かつ計画的な展開に努めるものとします。

(2) 所有者の役割

住宅や建築物は、地域社会のなかの構成員である住民の生活基盤であり、また、企業等においては経済活動の基盤でもあります。

住宅・建築物の所有者は、地震防災対策が自らの生命や財産の保全につながるとともに、隣接する建築物や道路へ及ぼす被害の抑制といった都市機能の保持にも大きく影響することを認識し、自らの問題のみならず、地域の問題といった意識を持って、主体的に地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとします。

(3) 建築関連事業者の役割

建築関連事業者は、住宅・建築物の耐震性を確保することが人命に関わることを再認識し、所有者をはじめとした地域社会との信頼関係の一層の構築を図り、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物の建築、改修、維持管理に努めるものとします。

2 耐震化促進に向けた施策の基本的方向

住宅・建築物の耐震化の目標達成に向けて、次の3つを施策の基本的方向とし、国の住宅・建築物耐震改修事業等の活用や北海道との連携を図りながら、効果的・効率的な施策を展開します。

施策の基本的方向	施策内容
1 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	(1) パンフレットやインターネットを活用した普及啓発
	(2) セミナー等の開催による普及啓発
	(3) 地域における耐震化の取組の推進
	(4) 地震防災マップの更新・公表の促進
2 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備	(1) 住宅の耐震化の促進
	(2) 住宅の建替等の促進
	(3) 多数利用建築物の耐震化の促進
	(4) 地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物の耐震化の促進
	(5) 地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の促進
	(6) 町が所有する公共建築物の耐震化の促進
	(7) その他の地震時の安全対策の推進
	(8) 耐震診断・改修に係る相談体制の充実
3 耐震診断・改修を担う人材の技術力向上	(1) 耐震診断・改修技術講習会の周知

5章 耐震化を促進するための施策

1 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

標津町は、住宅や建築物の所有者に対して、地震に対する安全性確保の重要性を認識してもらうとともに、耐震診断や耐震改修の必要性や効果について普及啓発を図ります。

(1) パンフレットやインターネットを活用した普及啓発

標津町は、相談窓口等を通じて、住宅・建築物の耐震化の促進に向けたパンフレットの配布を行い、耐震化の重要性についての普及啓発とともに、広報やホームページを活用した情報提供の充実に努めます。

(2) セミナー等の開催による普及啓発

リフォーム工事や増改築は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事と合わせて耐震改修が行われるよう、一般向けのリフォームセミナー等を活用し、所有者に対する耐震化の普及啓発を図ります。

また、町内会や自主防災組織への耐震診断・耐震改修の説明会や相談会、教育機関と連携した防災教育等を要望に合わせて行います。

(3) 地域における耐震化の取組の推進

耐震化の取組は、住宅・建築物の所有者等が自らの問題として認識することに加え、地域の問題として捉え、地域防災対策の普及・啓発を推進していくことが効果的です。

町内会は、災害対応において重要な役割を果たすとともに、平時においても、地震時の危険箇所の点検や、耐震化のための啓発活動等への取組が期待されます。

標津町は、町内会と連携を図りながら、地域に根ざした専門家や自主防災組織の育成など、地域単位の幅広い取組を支援する施策を講じることとします。

(4) 地震防災マップの更新・公表の促進

各地域において発生のおそれがある地震や発生時に想定される建築物被害等を住民の方々に伝え、注意を喚起することは、防災意識の高揚を図る上で重要です。

地震防災マップは、住民に理解しやすく、身近で詳細な情報が示されており、道内の全ての市町村では、地震防災マップのひとつである「揺れやすさマップ」を作成しています。北海道では、令和4年に日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について公表、想定地震が追加されたことから、町のマップの更新や公表の促進を図ります。

また、ハザードマップについても、町ホームページにて web 版を公表しており、見直しに合わせた更新を図ります。

図 揺れやすさマップ

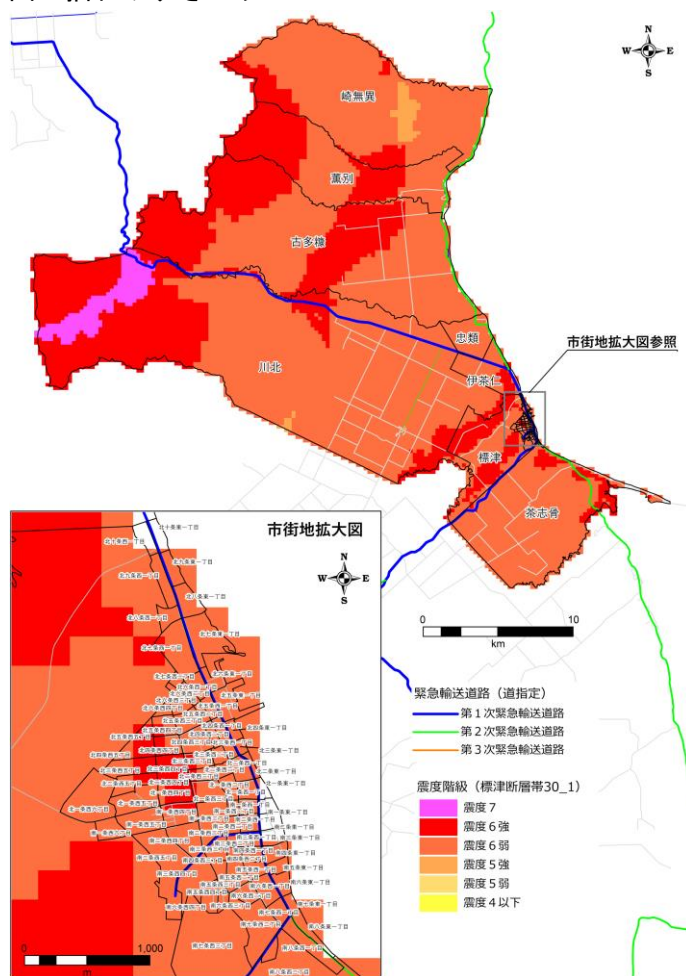


図 web 版ハザードマップ（津波）のイメージ



2 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備

標津町は、耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や、耐震診断・改修に関する相談体制の充実などの環境整備に努めます。

(1) 住宅の耐震化の促進

① 住宅の耐震診断・耐震改修の促進

耐震診断は、所有者が耐震改修の必要性を判断する上で重要な調査であり、防災意識の向上や地震に対する不安解消に寄与します。

現在、北海道では、各（総合）振興局において、戸建て木造住宅を対象とした無料耐震診断を実施し、ホームページでは耐震診断技術者情報を提供しており、広報やホームページを活用した情報提供により、耐震診断の実施が促進されるよう努めます。

また、国と北海道の補助制度を活用して耐震診断に対する補助制度の創設を検討します。

② 住宅の耐震改修の促進（住宅リフォーム支援事業）

標津町では、平成 26 年度から、住宅の耐震改修費用等に対するリフォーム支援制度に対する支援制度を設けています。

支援制度の活用により、所有者の負担軽減を図り、耐震化の促進を図るとともに、住まいのリフォーム工事と耐震改修を一体的に行った場合のメリット等に関する情報提供を行うなど、関連事業者と連携し耐震改修を促進します。

(2) 住宅の建替等の促進（住宅取得支援事業）

昭和 56 年以前の耐震基準（旧耐震基準）で建築された住宅は、耐震性が確保されていない場合もあり、建築後、少なくとも 40 年を超えていることから、住宅自体の老朽化も進んでいます。

このため、耐震改修をする際の費用が高額となり、改修に踏み切れない場合も多いと考えられます。

こうしたことを踏まえ、住宅の建替えや、建替えに伴う既存住宅の除却の促進に取り組みます。

標津町では、平成 26 年度から、新築住宅建設費用に対する支援制度を設けています。

支援制度の活用により、耐震性が不十分な住宅の建替えを促進し、総合的な耐震化率の向上を図ります。

図 住宅取得・住宅リフォーム支援金パンフレット

新たに住宅を取得される方に 「支援金」を補助します。

町では、標津町の定住人口の確保と増加を図ることを目的として、平成26年4月1日から「住宅を取得される方」を対象とした支援事業を実施いたします。
申請に基づき住宅取得費の一部を「支援金」として補助する制度で、事業内容や該当要件は次のとおりです。

対象となる工事は…

- ①住宅を新築される方。
(80㎡以上の住宅を新築される方)
- ②中古住宅を購入される方。
(昭和56年以降に建設された中古住宅を購入される方)

①住宅を新築される方。
■建設工事費（消費税を含む。）の10%相当額かつ200万円までで、一律加算金として新規移住者は50万円、町内業者施工は50万円を上乗せいたします。
最大支援額 350万円 支援金は10万円単位です。

※さらに、令和6年4月1日から町内下請選定1社につき10万円(最大5社まで)上乗せ制度開始！

②中古住宅を購入される方。
■固定資産税評価額の2倍の10%相当額かつ50万円までで、新規移住者には一律50万円を上乗せいたします。
最大支援額 100万円 支援金は1万円単位です。

支援金の額は…

新しい住宅を取得される方の支援金Q&A

Q 住宅新築後、町外から配偶者が来る場合は新規移住者50万円の加算対象になりますか？
A 建築主（世帯主）の居住地と判断しますので、町外から転入する配偶者は関係ありません。

Q 中古住宅購入では、昭和56年以前の建物対象とならないのは何故ですか？
A 昭和56年5月31日以前に建設された住宅は、建築基準法の旧耐震基準で建設されており、今後に予想されている大地震に対して安全性が確認できない建物だからです。売買ではなく入居者自身が耐震改修を含むリフォーム工事をする場合には、別途支援制度があります。

Q 支援金の対象者とならない場合がありますか？
A 町税、その他町に対する債務を完全履行していない者や、補助金の交付申請以前に工事に着手したり、中古住宅を購入された者は対象者から除かれます。

住宅をリフォームされる方に 「支援金」を補助します。

町では、町内経済の活性化と町民の住居環境の向上を目指して、平成26年4月1日から住宅のリフォーム工事に対する支援事業を行います。
申請に基づきリフォーム工事費の一部を「支援金」として補助する制度で、事業内容や該当要件は次のとおりです。

対象となる工事は…

- ①耐震性能向上
- ②省エネルギー性能向上
- ③バリアフリー性能向上
- ④耐久性能向上
- ⑤その他工事

昭和56年5月31日以前に竣工した住宅の耐震改修工事
窓の改修工事、床・壁・天井の断熱改修工事
浴室改修工事、便所改修工事、段差解消工事
外壁・屋根等の塗装工事、張替工事等
内装材の交換・貼替工事、住宅設備機器の更新等

①リフォームに要した費用の20%相当額で50万円が上限となります。又、支援額の20%は標津町商工会の商品券で支給します。（支援金は1万円単位となります。）
最大支援額は、現金40万円 商品券10万円となります。

支援金の額は…

住宅をリフォームされる方の支援金Q&A

Q 支援金の対象者とならない場合がありますか？
A 町税、その他町に対する債務を完全履行していない者や、補助金の交付申請以前に工事に着手した者は対象者から除かれます。

Q 借家住宅のリフォームの場合でも対象となりますか？
A 自らが所有し居住する住宅が対象のため、借家住宅や賃貸アパートには利用できません。

Q 畳の交換や表替え、内壁クロス貼替えは対象となりますか？
A 町内業者が元請となり工事費の合計が100万円以上であれば対象となります。
(新畳が20万円、クロス貼替えが30万円、その他の工事が50万円、合計100万円の工事費の場合、20万円の支援額となり20%が商品券ですので、現金で16万円、商品券で4万円が支給対象となります。)

申請方法は…

上記の支援事業は、いつでも着手以前に所定の申請が必要となります。
※担当窓口は役場 建設水道課 建築・住宅担当となりますので詳しい内容は担当にお尋ねください。

☎0153(85)7247

(3) 多数利用建築物の耐震化の促進

標津町は、地震に対する安全性を確保するため耐震診断や耐震改修の必要があると認めるときは、所管行政庁である北海道と連携し、その建築物の所有者に対して、耐震改修促進法第15条第1項¹の規程に基づき、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行うこととします。

標津町が所有する多数利用建築物のうち耐震性が不十分な施設については、速やかに耐震診断・耐震改修を実施し、耐震化を進めていく必要があります。

¹ 第15条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

（４）地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物（防災拠点建築物）の耐震化の促進

大規模な地震が発生した場合において、災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設など、その利用を確保することが公益上必要な建築物（防災拠点建築物）のうち、昭和 56 年以前の耐震基準（旧耐震基準）により建築され、地震に対する安全性が明らかでないものは、耐震診断を行うとともに、耐震改修の促進を図る必要があります。

北海道耐震改修促進計画では、次のとおり耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 1 号²の規定に基づき、地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物を指定して、当該建築物の耐震性の確保を図ることとしています。

また、標津町地域防災計画では、「町は、防災拠点（災害対策本部となる役場本庁舎、標津消防署及び川北生涯学習センターをいう。）や学校等、公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、施設の耐震性の向上を図る。」としており、対象施設の速やかな耐震化に努めます。

公益上必要な建築物の指定「北海道耐震改修促進計画」

耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物のうち、災害対策基本法第 2 条に規定する地域防災計画において、地震が発生した場合における避難所として位置付けられているもの、又は位置付けられることが確実なもの

また、地震発生時に避難所として活用することについて、市町村と要安全確認計画記載建築物として必要な協定を締結しているもの

（５）地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物等の耐震化の促進

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路として、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画において、第 1 次から第 3 次までの緊急輸送道路が位置付けられています。

北海道では、緊急輸送道路は、地震によって沿道の建築物が倒壊した場合において、緊急車両の通行や住民の避難を確保する必要があることから、耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 3 号に規定する道路として指定しています。

² 第 5 条第 3 項 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項（区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項）に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物であるものについて、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

① 避難路沿道建築物の耐震化の促進

標津町内においては、緊急輸送道路の沿道にある特定建築物が3棟あり、全て民間建築物となっています（P38 参照）。

標津町は、北海道と連携して、該当建築物の所有者に対し、地震時の倒壊により道路を閉塞するおそれがある建築物であることを伝えるとともに、当該建築物の耐震診断の実施を促すこととし、地震に対する安全性を確保するため耐震改修の必要があると認めるときは、耐震改修を実施するよう指導・助言等に努めます。

緊急輸送道路に見直しがあった場合にも、同様に対応していきます。

② 避難路沿道のブロック塀等の耐震診断の促進

平成30年11月30日に、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部が改正され、避難路の沿道にある一定規模以上の既存耐震不適格のブロック塀等は、耐震診断が義務付けられることとなりました。

町内には緊急輸送道路の沿道には、耐震不適格に該当する規模のブロック塀は現在ありませんが、道路境界に小規模なブロック塀を設置している住宅もあることから、特に避難路沿道等では、住宅・建築物と同様にブロック塀等の耐震性能の確保について注意を促します。

既存耐震不適格のブロック塀等

- ・前面道路に面する部分の長さが25m^{※1}を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離^{※2}を加えた数値を2.5で除して得た数値を超えるブロック塀等

※1：地形、道路の構造その他の状況によりこの長さとするのが不適当である場合、8m以上25m未満の範囲において、都道府県知事又は市町村長が規則で定めることができる。

※2：地形、道路の構造その他の状況によりこの距離とするのが不適当である場合、2m以上（高さ $2 \div 2.5 = 0.8\text{m}$ 以上）の範囲において、都道府県知事又は市町村長が規則で定めることができる。

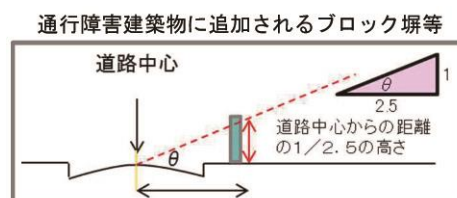
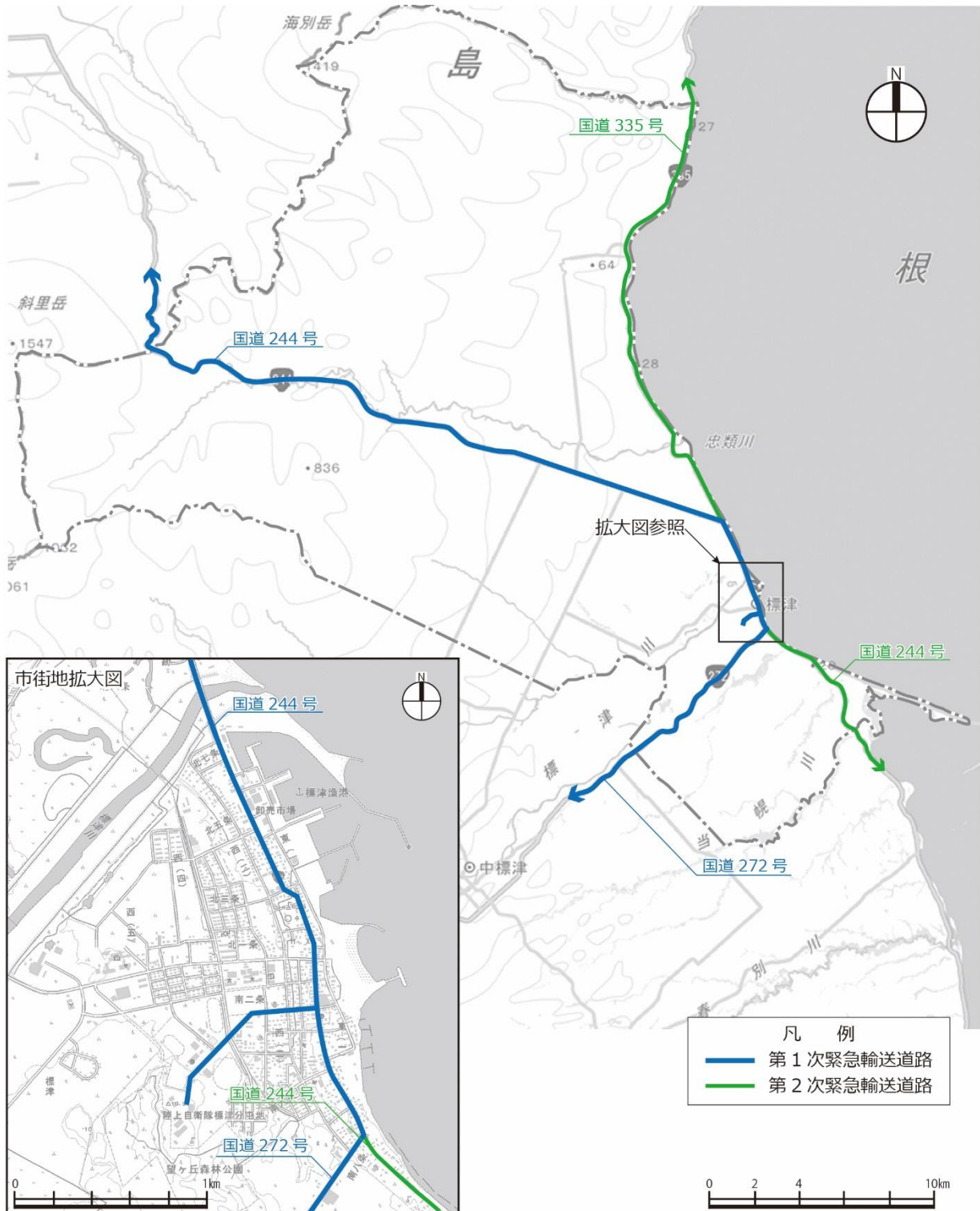


図 地震時に通行を確保すべき道路



北海道の緊急輸送道路「北海道耐震改修促進計画」

第 1 次緊急輸送道路

道庁、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路

第 2 次緊急輸送道路

第 1 次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路

第 3 次緊急輸送道路 ※標津町内に該当なし

第 1 次及び第 2 次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

（６）町が所有する公共建築物の耐震化の促進

標津町が所有する公共建築物は、災害時に学校は避難所等として活用され、病院では負傷者の治療が、庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されます。平常時の利用者の安全確保のほか、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から、特に、地域防災計画に位置付けられた建築物の耐震化は喫緊の課題です。

標津町においては、これらの建築物の耐震化に重点的に取り組んでいきます。

（７）その他の地震時の安全対策の推進

地震発生時では、住宅・建築物の倒壊のほか、敷地の崩壊や非構造部材等の落下などによる人的被害が多く発生していることから、住宅・建築物の耐震化と合わせて、窓ガラス等の落下防止対策などの地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

① 窓ガラス等の落下の防止対策

地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上３階建て以上の建築物の窓ガラス・外装材・屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、必要に応じて、所有者に対し改善指導を行います。

② 大規模空間の天井の脱落防止対策

平成２３年の東日本大震災では、体育館や劇場など比較的新しい建築物も含めて大規模空間の天井が脱落する被害が発生しました。これらの被害を踏まえ、標津町が所有する施設については、国土交通省の基準等に基づき対策を講じます。

③ エレベーター内の閉じ込め防止対策

地震発生時において、建築物に設置しているエレベーターが緊急異常停止し、エレベーター内に人が閉じ込められるなどの被害が、これまで発生しています。

これらの被害を防止するため、地震の初期振動を感知し、最寄階に停止させ、ドアを開放する「地震時管制運転装置」の設置の促進を図るとともに、地震時のリスク等を周知していきます。

④ ブロック塀等の倒壊防止対策

地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、点検・補強の必要性を周知するとともに、必要に応じて所有者に対して指導を行います。また、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を遵守させるなど、安全性の確保について指導します。

（８）耐震診断・改修に係る相談体制の充実

標津町では、耐震診断及び耐震改修に係る相談窓口を設置しており、根室振興局建設指導課、一般財団法人北海道建築指導センター等の建築関係団体と連携を図りながら、引き続き相談への対応を行っていきます。また、耐震診断や耐震改修に係る相談のみならず、住宅のリフォームや空き家対策に関する相談など総合的な窓口とすることで、より一層の耐震化の促進を図っていきます。

3 耐震診断・改修を担う人材の技術力向上

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、建築士等が耐震診断等について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましいことから、北海道や関係団体が開催する講習会等における、町内技術者の参加促進などに努めます。

(1) 耐震診断・改修技術講習会の周知

耐震改修工事は、十分な技術的知見を有する建築士や事業者が行った詳細な耐震診断結果に基づいて実施することが重要です。標津町では、建築士会、建設業協会などの関係団体と連携し、講習会への参加や情報交換の場づくりを行うことを通し、専門技術者の技術の習得や資質の向上を図ります。また、耐震診断・耐震改修技術講習会への協力、周知に努めます。

6章 耐震改修促進法・建築基準法に基づく指導等

所管行政庁である北海道と連携し、必要な場合は、耐震改修促進法に基づく指導、建築基準法に基づく勧告または命令等を行うこととします。

1 耐震改修促進法に基づく指導等

耐震改修促進法では第16条において、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない全ての住宅や建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務を課しています。

このため、所管行政庁である北海道は、周辺への影響などを勘案して必要があると認めるときは、その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について指導・助言を行うこととします。

また、耐震診断が義務付けされた不特定多数の者等が利用する大規模建築物[※]及び耐震改修促進法第15条第2項に規定する不特定多数の者等が利用する一定規模以上の建築物等については、その所有者が適切に耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないものです。このため、所管行政庁は、国の基本方針に規定する技術上の指針となるべき事項を勘案して、建築物の所有者に対して指導・助言・指示を行うことができます。さらに正当な理由なく所有者が指示に従わなかったときは、その旨を公表することができます。

※町内に該当無し

2 建築基準法に基づく勧告または命令

所管行政庁である北海道が、耐震改修促進法の規定に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、耐震診断が義務付けられた大規模建築物等の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、建築基準法第10条第1項の規定に基づく勧告を行うとともに、その所有者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、同条第2項の規定に基づく命令を行うことができます。

また、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、同条第3項の命令を行うことができます。

7章 計画の推進に向けて

1 行政と地域住民組織等が連携した町民意識の啓発

耐震性が不十分な建築物の耐震化を図り、地震災害による被害を減少させるためには、まず、建築物の所有者などが「自らの問題」とであるという認識を持ち、建築物の耐震化に対する関心を持ち、取組を始めることが必要です。しかし、地震による被災は、個々の建築物の耐震化が行われているだけでは十分ではありません。「地域の問題」として町内会などが認識し、耐震化の普及啓発を行うことが必要です。町内会での説明会の開催など、地域住民組織との連携を図り、町民意識の啓発を図ることが必要です。

2 所管行政庁との連携

平成18年3月、北海道、市町村及び建築関係団体は、住宅・建築物の耐震化の促進を図るための連絡協議を行う場として、「全道住宅建築物耐震改修促進会議」を設置しました。標津町は同会議へ参加し、国、北海道、他市町村及び建築関係団体等との取組を連絡協議することで、住宅・建築物の耐震化に向けて連携して取り組んでいきます。

参考資料

1 標津町地域防災計画における地震の想定

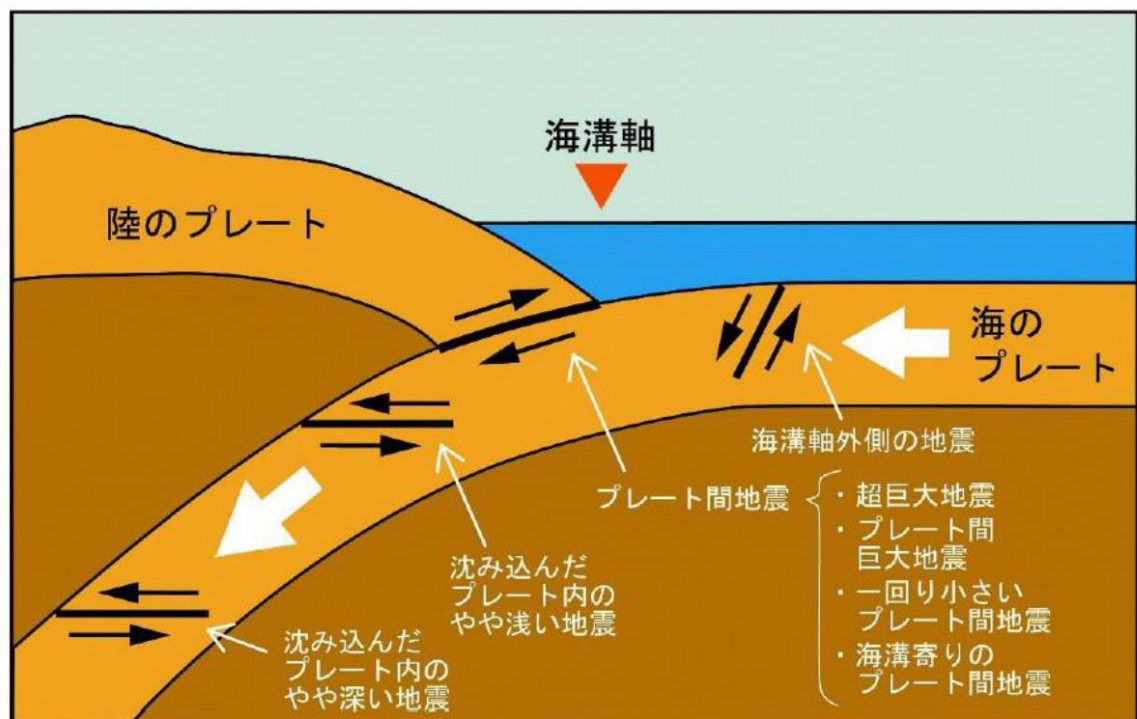
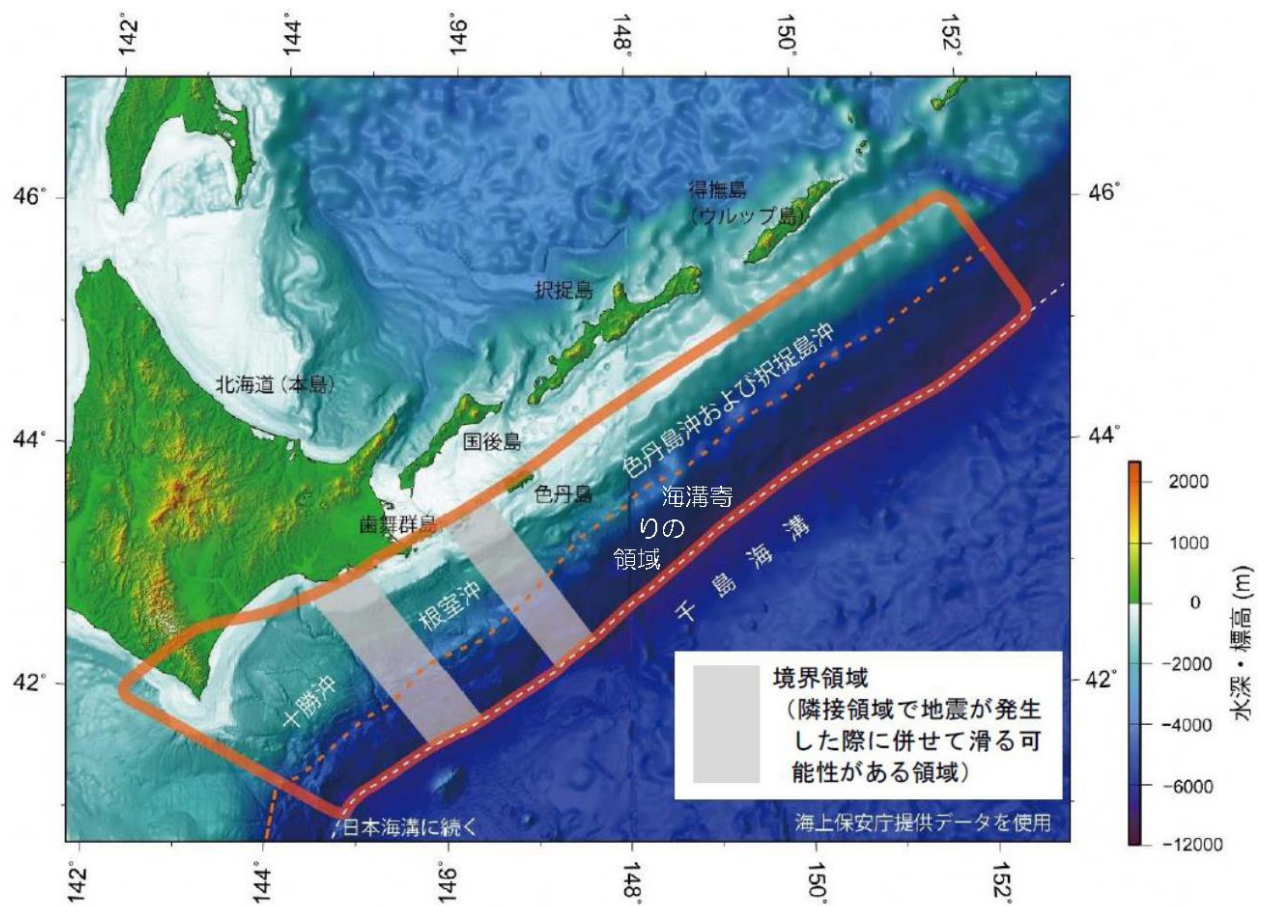
標津町において被害が想定される地震・規模については、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会が平成 29 年 12 月に公表した千島海溝沿いの地震活動の長期評価（第三版）により「プレート間巨大地震のうち十勝沖で発生するもの」、「プレート間巨大地震のうち根室沖で発生するもの」、「プレート間巨大地震のうち色丹島沖及び択捉島沖で発生するもの」、「超巨大地震（17 世紀型）」、「十勝沖から択捉島沖の海溝寄りのプレート間地震（津波地震等）」、「沈み込むプレート内のやや深い地震」、「沈み込むプレート内のやや浅い地震」、「沈み込むプレート内の海溝軸より外側の地震」、「標津断層帯の地震」の 9 つの種類の地震と設定している。

<想定される地震>

想定地震	発生場所等	根拠	想定される地震の規模 (マグニチュード) ※2
① プレート間巨大地震 ※1	十勝沖	地震調査研究推進本部	M8.0～M8.6 程度
② 〃 ※1	根室沖	〃	M7.5～M8.5 程度
③ 〃	色丹島及び 択捉島沖	〃	M7.7～M8.5 前後
④ 超巨大地震（17 世紀型）	十勝沖～ 択捉島沖	〃	M8.8 程度以上
⑤ 海溝寄りのプレート間地震	十勝沖～ 択捉島沖の 海溝寄り		M t 8.0 程度
⑥ 沈み込むプレート内の地震	やや深い	〃	M7.8 程度
⑦ 〃	やや浅い	〃	M8.4 前後
⑧ 〃	海溝軸外側	〃	M8.2 前後
⑨ 直下型地震	標津断層帯	〃	M7.7 程度以上

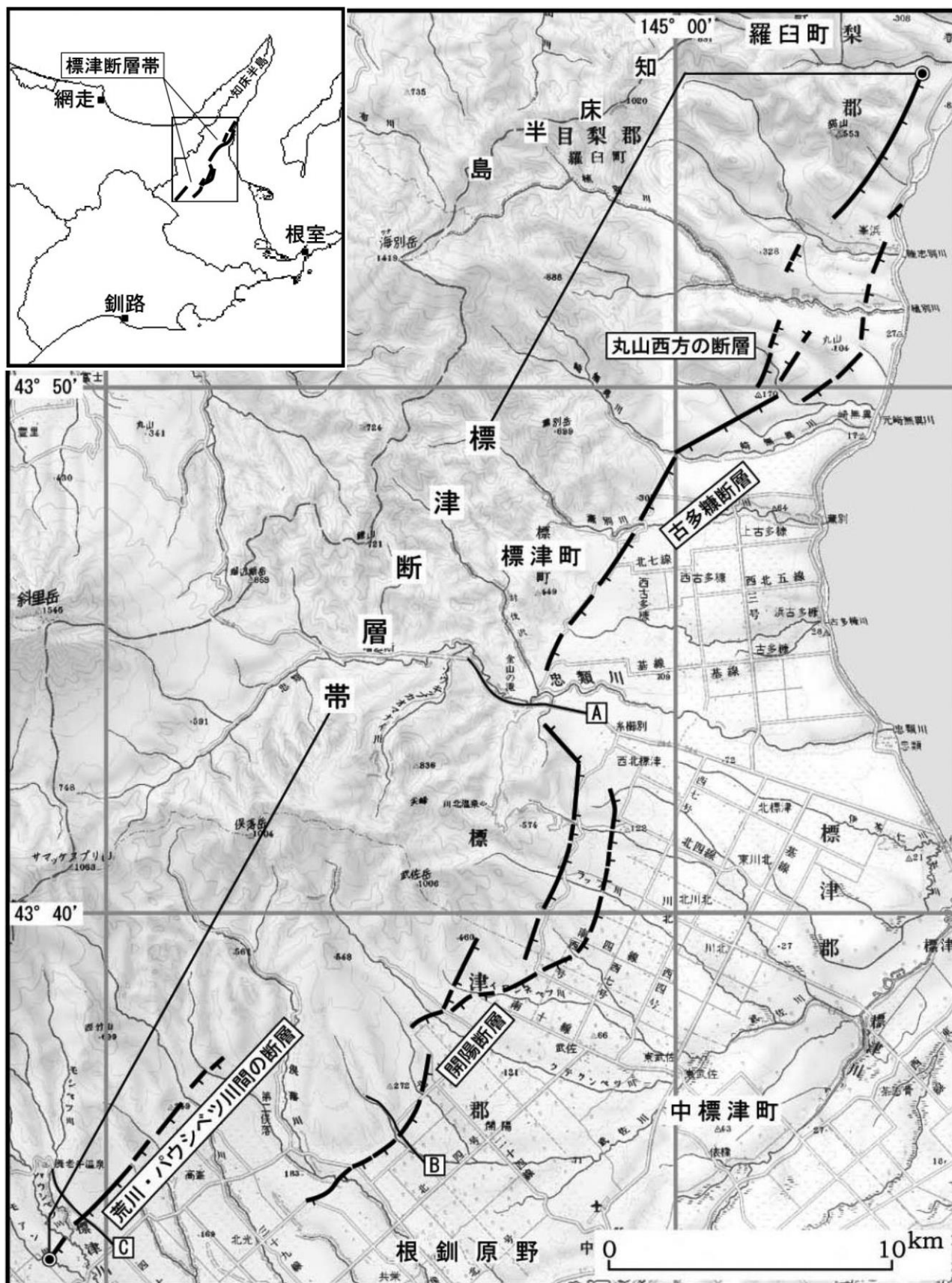
※1 震源域が十勝沖・根室沖のセグメントで単独で発生する場合、それらのセグメントを埋める境界領域まで波及する場合、海溝寄りの領域まで拡大する場合、十勝沖～根室沖まで全て連動する場合など、複数シナリオが考えられるため、地震の規模に大きなばらつきがある。

※2 マグニチュードには気象庁マグニチュードやモーメントマグニチュードなど複数の計算方法があるが、その違いを表現できるほどの精度を有しない想定のため、単純にMと表現している。なお、M t は津波マグニチュードといい、津波の規模から推定される地震の規模である。



千島海溝周辺の地震発生領域（上：平面図、下：断面図）

地震調査研究推進本部地震調査委員会が平成 29 年 12 月に公表した「千島海溝沿いの地震活動の長期評価第三版」から抜粋したものに加筆



標津断層帯の位置図

地震調査研究推進本部地震調査委員会が平成 17 年 4 月に公表した「標津断層帯の長期評価について」から抜粋